六五四

論

説

# 正犯なき共犯論の展開

「正犯なき共犯」肯定論・三――

Ħ 次

共犯従属性論と処罰の間隙 不法共働の諸形態 一 自殺関与の共犯性――独立 一 自殺関与の共犯性――独立 三 幇助犯と幇助犯の併立 四 連鎖的共犯 緊急救助義務違反(ドイツ刑 緊急救助義務違反(ドイツ刑

**一独立共犯** 

(ドイツ刑法三二三条c)

内 田

昭

文

である。「主観的共犯論」である。

を肯定する可能性を示す。

#### 問題提起

はローマ法以来の歴史をもっているが、犯罪の主役が正犯で、脇役が共犯であったといってよい。 共犯は、 論理的に「他人との共働」を前提とする。正犯と共犯の分別は、 社会生活の要請でもある。 この分別

るのは愚かである。多くの場合、正犯を前提にするだけである。 しかし、脇役だけの「共働」で芝居を行うことは可能である。「主役不在」の故のみをもって共犯も不在であるとす

すでに前稿などでも明らかにしたように、「自殺者(主役)」は不処罰でも、わが刑法二〇二条前段などでは

「自殺

罰されるべきではないかという主張も盛んである。本稿でも採り上げるが、「共犯への共犯(脇役への脇役)」も、す 関与者(脇役)」は処罰されるし、「自傷」は不処罰であっても、「自傷関与」は「非理性的自己否定」である限りは処 でに立法されている(刑法六一条二項・六二条二項)。このような考量は、「共犯の独立処罰」即ち「共犯独立性論

である。この考え方が、一八八〇年代のドイツ帝国裁判所の判例に採用されて現在に迄及んでいることは周知の通り を採り、「正犯」と「共犯」の区別はこれを「主観面」に求めるべきであると主張した。「みずからのためにみずから の犯罪」を行うのが正犯であり、「他人(正犯)のために他人(正犯)の犯罪」に共働するのが共犯であると考えるの || ブーリは、「原因」と「条件」の区別を前提とした従来の「因果関係論」を非論理的であるとして「平等条件説。(4)

ある。後にも触れるが、今なお「主観的共犯論」の名残りを示す判例もある。 たしかに、純粋に客観面だけで正犯と共犯を分別することはできない。「原因」は 「諸条件の総体」に過ぎないので 腰」を上げるのである。これに対して、「共犯独立性説 犯従属性説(論)」である。「共犯従属性説(論)」は、客観的な「実行の着手」(刑法四三条)を俟って始めて「重い を開始した時点、罵られた者が現実に「自殺」を開始した時点迄、刑罰権の発動を自制する必要がある。これが、「共 えなくなる程に「共犯未遂」が拡大する危険が生じる。刑事政策的にも好ましくない。唆かされた者が現実に「窃盗 という区別が曖昧である。ベーリングが指摘するように、共犯も「みずからの行為」で「みずからの犯罪 ある。ブーリは、「勧奨」は「共犯行為」であって単なる「思想」ではないと反論するであろうが、これでは冗談も 行うのである。第二に、主観面の偏重は「思想処罰」の危険を内包する。ウルピアヌスは、「単なる思想は罰せられな 二三五条・六一条未遂)」となり、「死んでしまえ」と罵っただけで「自殺教唆未遂(刑法二〇三条)」となる可能性が い」と確言したが、これが破られる可能性が生じる。たとえば、「盗んでこい」と奨めただけで「窃盗教唆未遂 しかし、主観的相違だけで正犯と共犯を分別することも不可能である。第一に、「他人の犯罪」と「みずからの犯罪」 (論)」は「腰が軽る過ぎる」ことになる。 (共犯)」を (刑法

Ξ 一方、ビルクマイヤーは、「原因説」を採って、「客観的共犯論」を強力に推進した。

にとっても「結果」に対して「相当因果関係」が認められなければならない。 要件の実現に幾許かの寄与をなしたのが「共犯」であるというのも、その延長上にある。 犯」であるというのが、長い歴史的試練に耐え抜いてきたのも当然である。構成要件実現者が「正犯」であり、 している。刑法上「原因」と「条件」とは同じではないのである。原因設定者が「正犯」であり、 たしかに、「原因」と「条件」の区別は自然科学的には正確さに欠けるものがあったにしても、生活の要請 勿論、 正犯にとっても共犯 条件設定者が 一共

「借用」に過ぎないという「可罰性借用論」である。「共犯行為」は、それ自体が可罰性を具備しない「取るに足りな だがしかし、ビルクマイヤーの考えには重大な欠陥があった。その最たるものが、共犯の可罰性は正犯の可罰性 0

いうのである。

歳の少年に対する教唆は処罰可能な筈であるのに、五一条の精神病者への教唆同様「可罰的行為の不存在」を理由に 当時のドイツ帝国刑法五五条は、一二歳未満の少年はこれを「訴追」できないと規定していただけであるから、一○ 犯の「死亡」や「時効」などは、「共犯処罰」の障碍ではないというのであればその通りである。しかし、一八七一年 ところで、ビルクマイヤーは、正犯が事実上「出廷すればよい(sich gestellen)」というわけではないと考えた。述べるように、その正犯自体が同様に「うろうろ」している。この点も、ビルクマイヤーへの疑問の一つである。 していた者はみな「共犯」になりかねないことにもなる。殺人犯を生んだ両親は殺人の条件を設定したのである。 に「従属」するのではなくして、正犯に「隷属」するのである。条件設定者のみならず、正犯の周囲に「うろうろ」 「教唆犯」たりえないとされたのである。 ビルクマイヤーにとって、正犯は共犯を「隷属」させるに値する力を具えていなければならない筈であるが、後に |犯の罪数をそのまま引き継ぐし、共犯の「可罰性」は正犯の「可罰性」を借り受けるというのである。 行為」であるから、その可罰性は正犯から借用しなければならないというのである。たとえば、 共犯の「罪数」は 共犯は正 正

できないのである。にも拘わらず、ビルクマイヤーの「正犯なければ共犯なし」の要請は、暗黙のうちに、 点も実は今尚不明確である。共犯を隷属させなければならない「正犯」が、このように曖昧なのは刑法解釈論として る迄学説の主流を形成するところとなったといってよい。「貸し主」がいなければ、「借り主」もいないのは当然だと は失格である。「曖昧な正犯に取るに足りない共犯」が共働しても、人を説得する「正犯・共犯論」を展開することは 法阻却事由」であるのに、正当防衛によって「人を殺した者」を「殺人の正犯」と呼ぶ必要がないのは何故かという 何故、同じ「責任無能力」が異なった扱いを受けてよいのか。その根拠は不明確である。さらに、「正当防衛」

一〇世紀初頭のベーリングの「正犯・共犯論」を眺めることにしたい。 の共働」に改正されたことにより、一応の決着をみるに至ったが、詳細は後に明らかにすることにして、ここでは、 この問題は、一九四三年のドイツ帝国刑法四八条・四九条が、「可罰的行為への共働」から「刑罰が科せられた行為

共犯」たりうるかどうかは、「生活用語例」がこれを拒否するのが普通なのである。 係で足りるか相当因果関係をもたなければならないかは、さして重大な問題ではなかった。殺人犯の両親が、「殺人の の寄与者」であった。勿論、それぞれの行為が、構成要件の実現に「因果関係」をもたなければならないが、 ベーリングも、「主観的共犯論」に左祖したわけではない。「正犯」は「構成要件実現者」であり、「共犯」は(望) そ

これを示唆する古い大審院判決もある。詳細は後に展開する。 ことで足りるのであった。「正犯像」は「指導形象」なのである。みずからは「緊急状態」に陥ってない者が、「他人 者は「共犯」たりうる。観念的な指導形象としての「殺傷罪」等の「正犯像」は明確に与えられているからである。 の緊急避難」に便乗したり、これを利用したりするときは、利用された緊急避難者は「正犯」ではないが、 ベーリングにとって、「現実の正犯」を求めるのは過当な要求であって、正犯は「正犯像」として「目標」にされる ベーリングの考えが、この関係で重要なのは、「現実の正犯」なしにも共犯は成立しうるという主張である。 利用した

pisch) 」であるとした。しかし、正犯の「不能未遂」は、共犯にとっても「正犯像」を欠き、「共犯未遂」となるが のは、限りなく「思想処罰」に接近する。ベーリングも、「丑の刻詣り」等の「絶対的不能未遂」は「定型外 -正犯像」の存在自体が不明確であったことになる。特に密やかな「丑の刻詣り」は殺人像を形成しないのである。 ーリングにすこし遅れて、ベロルッハイマーも、「可罰性借用論」に反対して、共犯は「みずからの足」で大地に 「丑の刻詣り」の勧奨等は、人に殺傷罪の 「印象」を与えず、「正犯像」も不明確であるから、 それを罰する

ーリングに従ってきた。

立たなければならないと主張し、「正犯像への従属」を求めるのが正当な「共犯従属性論」であると考えた。 ロルッハイマーは、ベーリングに従ったわけではないが、共通の思想に出たことは歴然としている。わたくしは、

し、ビルクマイヤーの「正犯」に内包された曖昧さが払拭されたわけではなかった。 これに対して、ホェップナーは、ベーリングに反対して、「現実の正犯」が共犯の前提であることを強調した。(②)

は一応の結着をみたが、それは、「有責な正犯」から「違法な正犯」への移行が看取される部分に止どまり、それぞれ のである。しかし、学説の趨勢は、両者の混淆の上に「現実の正犯」を想定してきたといわざるをえない。(※) の「正犯」が「現実」に存在しなければならないか「観念的」な表象で足りるかという問題の解決には及ばなかった ベーリングは、「極端従属性論」を採るか「制限従属性論」を採るかは立法者の選択であるとした上で、「観念的な さきに一言したように、一九四三年の「極端従属性論」から「制限従属性論」への移行・改正によって、この問題

が明白な「自殺関与罪 提にする「共犯論」の展開である。そして、その前に、「正犯像」すら立法されていないのに「不法共働」であること する共犯」としての「現実の正犯なき共犯」であれば足りるという主張を展開するものである。「不法な正犯像」を前 正犯像」への従属で足りると主張した。本稿は、ベーリングの示唆に従って、共犯は「制限従属性論の正犯像に従属 (刑法二〇二条前段)」の正当性の確認が必要となる。

注

1 Deutsches Strafrecht, II, 1930, S. 439ff., 452ff., 468ff., 481ff. さらに、内田文昭・刑法概要中巻(平成一一)四一六頁以下。 A. v. Feuerbach, Lehrbuch des gemeinen in Deutschland gültigen peinlichen Rechts, 11 Aufl. 1932, 8 41ff., 48ff. なな

- (2) R. v. Hippel, Strafrecht, II, S. 451f., 476ff., 481ff.
- (3)内田文昭「『受託傷害』・『自傷関与』の可罰性―『正犯なき共犯』肯定論序説・二―」神奈川大学法学部五〇周年記念論文集 成二八)四二五頁以下。
- M. v. Buri, Die Causalität und ihre strafrechtlichen Beziehungen, 1885, S. 38ff., 41ff. なお、 内田概要中巻四三〇頁以下。
- 5) M. v. Buri, Causalität, S. 64.
- (6)一九六二年一○月一九日の連邦裁判所第三刑事部判決(BGH. Str. 18, 1963, S. 87ff., 89ff.)は、二人の謀殺実行者の「心的関心 ある(内田・概要中巻三六八頁以下)。なお、この第三刑事部判決については、後出、三・三注(⑴)。 terschaft und Tatherrschaft, 7 Aufl. 2000, S. 105 Anm. 52)は、これを、ブーリ以来の「極端な主観的共犯論」の再来であるかに捉え ようとする。しかし、「心的関心」は、 (innere Haltung) ]が、「他人の犯罪」への関与に過ぎないとして、「実行する幇助犯」しか認めなかった。ロクシン(C. Roxin, Tâ 必ず「客観化」することを看過してはならない。主観説と客観説は対立してはならないので
- (C) E. Beling, Die Lehre vom Verbrechen, 1906, S. 234ff., 416ff., 426
- 8 D. 48. 19. 18 = corps iuris civilis, I, D. Albertus et, 1848, P. 918. なお、 内田・概要中巻三五四頁以下。
- ( $\circ$ ) K. Birkmeyer, Die Lehre von der Teilnahme, 1890, S. 15ff., 83ff., 144ff., 266ff.
- (\(\text{\tin}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tinit}}}}}}} \text{\te}\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tex
- 11 K. Birkmeyer, L. v. T. S. 180ff. これにつき、内田文昭 「共犯の罪数」神奈川法学三六巻二号一八九頁以下。
- (2) K. Birkmeyer, L. v. T. S. 153.
- (3) K. Birkmeyer, L. v. T. S. 120ff., 158ff.
- 難はこれを「正犯行為」と呼ぶ必要はない。大手術に成功した医師を「傷害の正犯」と呼ぶのも愚かである。だがしかし、このこと 責任能力を欠く精神病者や一四歳未満の刑事未成年者の「犯行」は の四八条・四九条も、明確ではなかったといわざるをえない。「外科手術」は、「刑罰が科された行為」(旧四八条・四九条)には 新二六条・二七条の「違法な行為」ではないのである。なお、後出、二注 (23)。 一九七五年改正のドイツ刑法二六条・二七条であって、一八七一年ドイツ刑法四八条・四九条も、一九四三年改 「正犯行為」である(前注(13))。しかし、正当防衛・緊急避
- (5) K. Birkmeyer, L. v. T. S. 146, 163, 179.
- 16 E. Beling, L. v. V. S. 390ff., 403ff., 416ff., 453ff., ders. Grundzüge des Strafrechts, 11 Aufl. 1930, S. 34ff., 37, 60ff.
- (독) E. Beling, Grundzüge, 11 Aufl. S. 37.

- (空) E. Beling, L. v. V. S. 416ff., 453ff.; ders. Methodik der Gesetzgebung, 1922, S. 92ff., 188ff.
- E. Beling, L. v. V. S. 416f. すでに、一九〇〇年六月二一日の帝国裁判所第一刑事部判決 (RG. Str, 33, 1900, S. 321ff, 322f.) は、夫を祈り殺そうとした妻は人倫

には反するが、殺人ではないとしていた。内田・概要中巻三八一頁注

16

- (20) E. Beling, L. v. V. S. 466ff. 前注(19)。
- (অ) H. Berolzheimer, Die akzessorische Natur der Teilnahme, 1909, S. 1ff., 14ff., 53ff
- 22 W. Höpfner, Bemerkungen zu Belings Lenre von der Teilnahme, ZStrW. 27, 1907, S. 465ff., 466ff
- (23) 前注 (14)。
- 24 内田・神奈大学法学部五○周年記念四三八頁以下、四四○頁以下。なお、後出六注 27
- (5) E. Beling, Methodik, S. 103f.

## | 共犯従属性論と処罰の間隙

共犯独立性論にとっては、正犯は論理的には共犯の前提であったが、 解釈論上は共犯の前提ではない。 それ故

にこそ、共犯の独立処罰が可能なのである。 これに対して、共犯従属性論では、解釈論上も正犯なしには共犯は考えられない。「現実の正犯」を要請する立場で

は、さらに、「現実の正犯」なしには共犯も存在しえない。これが学説の趨勢であった。

形式」と、「構成要件実現の違法行為」に従属するのが「共犯」であるとする「制限従属形式」と、「構成要件実現の 違法・有責行為」に従属するのが「共犯」であるとする「極端従属形式」の三つの従属形式に分類した上、正犯に「加 M・E・マイヤーは、「実行行為(構成要件実現行為)」に従属するのが「共犯」であるとする「最小(少)限従属

とを指摘した。ビルクマイヤーの「隷属形式」は「完全従属形式」を想定したことになる。 重・減免事由」が認められるときは、「共犯」もその影響を受けるとする「誇張従属形式」を採ることも可能であるこ

犯の成立を妨げるというのは「個人責任の原則」に反する。共犯は、「みずから拡張された構成要件」を実現し、「違 採ることも、 成要件に該当し、看護師等がその「共犯」とされかねないからである。一方、「誇張従属形式」や「完全従属形式」を このうち、「最小(少)限従属形式」を採ることは非常識である。「外科手術」等の「正当行為」も「傷害罪」の構 (不法)を共働」し、「みずからの責任」を負えばよいのである。M・E・マイヤーも、「制限従属形式」を採るこ 逆の意味で非常識である。共犯の成立が余りにも制約され過ぎるからである。正犯の個人的な事情が共

犯」を認めるべきである。「制限従属形式」を採り、「間接正犯」という便法に訴えない限り、「責任無能力者」への共 の解決策を提示しただけである。責任無能力者が「道具」として利用されるとは限らないからである。「操り人形」に 共犯」に他ならないからである。これに対して、「責任無能力者への加担は間接正犯である」というのは、「見せ掛け」 (一九○七年) 以来、わが刑法六一条・六二条は何の変更をも受けなかったのである。 リオンの提言が容れられたのである。「責任無能力者への共犯」が肯定されたのである。しかし、ドイツ刑法四八条(③) なり切れなかった「責任無能力者」は「無罪」でも、「操ろうとした者」は皆「共犯」である。やはり、「正犯なき共 たと考えざるをえなかったということである。「責任無能力者への共犯」は、「極端従属形式」にとっては 四九条と違って、わが刑法六一条・六二条は、「制限従属形式」を採用したというわけにはゆかなかった。明治四〇年 ここで重要なのは、「極端従属形式信奉者」にとっては、ドイツ刑法旧四八条・四九条は「正犯なき共犯」を肯定し 一 一九四三年の改正により、さきにも一言したように、ドイツ刑法は、「制限従属形式」を採用することになった。

働は 不当な無罪も許されてはならないのである。 「無罪」となり、大きな処罰の「間隙」を生じさせることを銘記しなければならない。不当な処罰は許されない

ある。 る。ベーリングもこれを肯定する。また、専門医の緊急避難に関しては、大正一〇年五月七日の大審院判決が貴重で 場合とか、後に改めて検討するが、依頼を受けて堕胎に応じた無免許医が、「同意堕胎 難への便乗」は「不法共働」たりうるのである。AがBを殺すために虚言を弄し、Cが狙っているから機先を制して に出たが故に「許されない」というべきである。Aは、Cの正当防衛を「利用」して目的を達し、 妊婦の「生命の危機」を招き、専門医の適切な処置により妊婦は助かったような場合である。いずれも、「不法共働」 となることがある。「正当防衛への共働」等は「共同正当防衛」たりうるであろうが、「正当防衛の利用」や 医の緊急避難に「便乗」して事無きをえただけだからである。「合法行為」に併行した「不法共働」を認めるべきであ Cを攻撃した方がよいと申し向け、Cに襲い掛らせたが、武芸に秀いでたCは難なく「正当防衛」に出てBを殺した は「合法共働」であるから「共犯」とされるべきではないが、「正当防衛」・「緊急避難」への「共働」は「不法共働」 |制限従属形式」 は、さらに 「正当行為への加担」 にも看過できない問題を生じさせる。通常の 「外科手術への共働」 後に改めて検討する。 (刑法二一三条)」に失敗して 無免許医は、専門 緊急避

罪」でよいという。 共犯自身の「違法 これに対して、「制限従属形式」を形式的に墨守しようとする見解は、「正犯なき共犯」は認められないとして、「無 (不法)」を要請する限り、「制限従属形式」には不当な「処罰の間隙」はないことになる。 到底是認できない。ベーリングが指摘するように、行為も不法も、 各個人のものだからである。

法」とするのは正当な制限従属性論ではない 刑法は、「不法」を禁圧すれば足りる。「一般予防」の目的も達成される。正当防衛・緊急避難への加担をすべて「合 からである。

場合に問題となる。正犯の「殺人行為」を表象して実行行為者を教唆したところ、正犯は「過失行為」に出たに過ぎ 題ではないのである。 「現実の正犯」を必要とするか「表象された正犯」で足りるかは、現実の正犯と表象された正犯とが、喰い違う 以上の考量は、 「現実的な正犯」か「表象された正犯」かの解決にはならない。従属性の「程度」は、 この問

なかったような場合が典型である。

失致死罪に対する殺人幇助犯」の成立を肯定する。正当である。 主唱するザウアーが、「故意犯への共犯」に好意的である。昭和五四年一月二四日の京都地裁舞鶴支部判決が、「重過 難問を氷解させるのである。これは重大な成果である。「表象された正犯」で足りると主張するベーリングは「故意犯 である。「共犯者が表象した正犯像への共犯」という発想は、「M・E・マイヤーの不都合な結果」という解釈論上 実の正犯」に拘泥したからである。「表象された正犯」が故意犯であるときは、共犯も「故意犯の共犯」とされるべき に止どまる不都合な結果となることを認めざるをえないというのである。しかし、これは、 の共犯」を肯定してしかるべき筈のところ、明確ではなかったといわなければならない。「自然的正犯・共犯論 M・E・マイヤーは、「過失犯への故意の共犯」を認めながらも、共犯従属性論は、 共犯の M・E・マイヤーが「現 「刑」も「過失犯のそれ」 0)

なるわけではないし、 医かどうか判然とはしないが重大な問題ではない)が、専門医の緊急避難によって救われたという大正一〇年五月七 1の大審院判決の事案も、この関係で貴重な示唆を提示する。「正当行為の利用・便乗」は、一義的に「間接正犯」と 問題は、 「錯誤」の場合だけに生じるのではない。さきにも触れたように、「同意堕胎」に失敗した被告人 また一義的に「教唆犯」となるわけではないという正当な考えに達することを可能ならしめる (無免許

であるとする考えはこれを捨てなければならない。

八条二項)といわなければならない。 考えるべきである。医師は、被告人の道具として操られたわけではないからである。しかし、被告人は、「みずから描 である。大審院は、医師の「正当業務行為を利用した間接正犯」であると判示したが、医師の緊急避難への教唆犯と(ミラ いた正犯像」への教唆犯であって、消失した同意堕胎罪の教唆犯の限度で責任を負えば足りるわけでもない 右判決の被告人の心中に去来するのは最早「同意堕胎」ではない。専門医の「業務上堕胎像」が残されているだけ (刑法三

用した「不法共働」である。 兀 恋敵を痛い目に遭わせようとして、虚言を弄して警察官の現行犯逮捕を慫慂した悪友は、「正当業務行為

考えるべきか。これも、本稿の最重要課題の一つである。 うに「浮動的」な結末が想定されるが、「不法も各人のもの」であることを前提として解決すれば足りる。 が協力して補正できたような場合である。逆に、無免許医の失敗を補正するために専門医が全力を傾注したが、 れたまま推移することが多い。そして、「正犯なき共犯」の問題も、より鮮明な「かたち」となって現われる。 の無免許医の「同意堕胎傷害(刑法二一三条後段)」が消失する謂れはない。「混合的不法共働」にあっては、 の異常体質の故に救命できなかったような場合もあろう。専門医は「偶然の失敗」に責任を負う必要はないが、 いってよい。尤も、このような場合、「合法行為」が不法共働を凌駕することがある。 これに対して、「不法共働同志の両立・併立形態 「合法行為に併行する不法共働(混合的不法共働)」を是認する限り、「制限従属形式」には「処罰の間隙」はないと (真正の不法共働)」では、当初からの「不法共働」が 共働者の一人の失敗を他 ほ 固 かに 定さ

制限従属形式」の下では、「正当行為への関与」は、 「正犯なき共犯」を認めることはできないから「不可罰

法行為の期待可能性」が認められないときは「赦されうる」という結論が導かれ易い。 うに生命対生命の衝突の場合を含めて、「緊急避難」はすべて「違法阻却」されるものと考えるべきであろうが、 違法阻却緊急避難への関与は「共犯たりえず」、責任阻却緊急避難への関与は「共犯たりうる」が、関与者自身に「適 ツ刑法は、「違法阻却緊急避難(三四条)」と「責任阻却緊急避難(三五条)」を区別するから、制限従属形式の下では、 が刑法三七条の下では、周知のように、生命対財物の衝突のような場合は勿論のこと、「カルネアデスの板」のよ

ない。 罪の正犯」とし、協力者を「その幇助犯」とする可能性を認めることになり、到底承服できないといわなければなら thife)」を「合法共働」とみるのも当然なのである。「正当救助」は、「正当防衛の代行」に他ならないからである。 らないということを指し示す議論に出たものと考えるべきである。したがってまた、ロクシンが、「正当救助 属形式」かの形式面にあるのではなくして、緊急避難の実質がその「誘発」・「便乗」迄をも「合法共働」としてはな が、責任阻却緊急避難に関与した「部外者」が「赦される謂れはない」としているのも、「極端従属形式」か「 あっても、「違法阻却」を認めてはいないとしながらも、緊急避難を促進する関与者は「赦されてよい」とし、ロクシン 乗」かという実質的な区別に訴えるべきなのである。ルドルフィーが、「緊急避難」は違法性を「減弱」させることは なお、最近、グロップは、「不法従属」も不要な「最小(少)限従属形式」を採るが、大手術を終えた医師を しかし、実は、そのような形式的な区別ではなくして、緊急避難への「協力」・「支援」か、緊急避難の「誘発」・「便

者」も、「殺傷罪の共犯」ではない。すでに確認したように、「正当防衛・緊急避難の悪用・便乗者」が「共犯」とな することも意味がないというべきである。「共同正当防衛」は「殺傷罪の共同正犯」たりえないし、

さらにまた、正当防衛・緊急避難の「実行者」を「正犯」と呼ぶことの実益もないし、「関与者を殺傷罪の共犯」と

りうるだけなのである。

注

- 1 M. E. Mayer, Der Allgemeine Teil des Deutschen Strafrechts, 2 Aufl. 1923, S. 387ff., 390ff., 405ff., 411
- ( $\sim$ ) M. E. Mayer, Der Allg. T. S. 411.
- 3 犯なき共犯』肯定論序説」町野朔先生古稀記念上巻(平成二六)三六一頁以下、三八四頁注(🕪)、三九〇頁。 Th. Lion, Ist Beihilfe zum Selbstmord strafbar?, GA. 1858, S. 458ff., 465. これにつき、内田文昭「受託殺人・自殺関与の可罰性―
- (4) M. E. Mayer, Der Allg. T. S. 376ff.
- 5 号一○七○頁も同様である。「教唆犯たりえない行為」はこれを「無罪」としなければならないのである。教唆犯たりえないような 「直接正犯」と並ぶ「正犯」なのである。ドイツ刑法新二五条一項はこのことを宣言した。最決昭和五八年九月二一日刑集三七条七 ·取るに足りない行為」は、いかなる事情があったにせよ、決して「間接正犯」となることはできないといわざるをえない。内田文 「間接正犯」という観念は「不幸な生れ」であった(内田・概要中巻四五二頁以下)。それは、「教唆犯の代用品」ではなくして、 「間接正犯と自手犯」神奈川法学四四巻二・三号一四七頁以下、二一一頁以下。なお、後注(15)。
- (6)わたくしは、このような形態を「混合的不法共働」と呼びたい。合法行為に「併行する不法共働」に他ならないからである。 三・一注(47)。さらに後注(7)(8)(15)。
- 7 E. Beling, L. v. V. S. 426, 454. なお、C. Roxin, Strafrecht, Allg. T. I, 4 Aufl. 2006, S. 990f
- (8)大判大一○年五月七日刑録二七輯二五七頁以下。後注(15)。
- 9 町野朔「惹起説の整備・点検―共犯における違法従属と因果性―」内藤謙先生古稀祝賀 (平成六) 一一三頁以下、一二二頁以下。
- (10) E. Beling, L. v. V. S. 234ff. なお、後出、三・一注(42)。
- (\(\percap)\) M. E. Mayer, Der Allg. T. S. 408.
- 12 7, 1910~1911, S. 259ff., 306ff., 308£)は、「共犯自身」が表象した正犯の「共犯」となることを明確にする。わたくしも、「共犯がみずか らが表象した正犯」への共犯に従属するのであって「現実の正犯」に従属するのではないと考えてきたことになる。内田文昭・過失 後出、三・二注(11)(15)。なお、 カントロヴィツ (H. U. Kantorowicz, Der Strafgesetzentwurf und Wissenschaft, MKr. u. Strf R.

五一一頁以下。

- 〔3〕 W. Sauer, Allgemeine Strafrechtslehre, 3 Aufl. 1955, S. 303ff, 253ff. なお、内田・総判刑(26)一八一頁、二○九頁、内田・概要中巻 (総判研·刑法 <u>26</u> (昭四〇)一七八頁以下、一八〇頁以下。
- 京都地裁舞鶴支判昭和五四年一月二四日判時九五六号一三五頁。これにつき、内田・概要中巻五一六頁注(7)。さらに、
- 15) 前注 三・一注(46)。なお前注(12 はない。医師に依頼した|業務上堕胎」である。しかも、医師を|道具」として利用したのではなくして、「教唆」したのである。 務行為ヲ利用シテ堕胎ヲ遂行シタル者ニ外ナラサルカ故ニ堕胎罪ノ間接正犯ヲ以テ論スヘキモノトス」と判示した (刑録二七輯二六 一頁)。被告人は、妊婦の子宮にガーゼを挿入、出血を招いたらしい。しかし、被告人の心中に去来するのは、 (8)の大審院判決は、「同意堕胎」に着手して失敗し、妊婦・胎児に重大な危険を生じさせた被告人には、 最早一同意堕胎 医師の「正当業

ないのである(後出、三・一注(35)以下、五注(29)以下)。なお、前注(5)。 接正犯」 たりうるわけではないし、「緊急救助義務違反」 は常に 「違反者」 のすべてに 「同じ刑罰」 を加えなければならないわけでも 759ff.,774ff.,791)の「義務犯」の産物ではない。したがって、公務員が、非公務員の妻に「収賄」を指示したからといって、常に「間 「操り人形師」である。それは、社会生活の要請の産物であって、 『間接正犯』は、シューバート(M. Schubarth, Eigenhändiges Delikt und mittelbare Täterschaft, Schw. Z. f. Str R. 114, 1996, S. 325ff.) ロクシン (C. Roxin, Strafrecht, Allg. T. II, 2003, S. 106ff., 671ff.

指摘するものと考えたい。なお、島田聡一郎「適法行為を利用する違法行為」立教法学五五号二一頁以下、八八頁注(ハハ)。 認する必要がある。平野龍一・刑法総論Ⅱ(昭和五○)三六二頁の批判は、事案が「間接正犯」を肯定させるに足りなかったことを 医師の緊急避難に併行した不法共働、即ち「混合的不法共働」と考えるべきである。そして、同時に、「間接正犯」

の曖昧さをも確

- 〈16〉このような視座においては、刑法六五条二項は、各共働者が「みずからの不法に対する責任」を負うべきことを宣言したものと考 えるべきことになる。内田・概要中巻四三四頁以下、五四九以下、五五五頁注(1)、五五六頁注(2)。
- 〈17〉M. E. Mayer, Der Allg. T. S. 391 も、「懲戒権」の行使を支援した者を「共犯」とする「最小(少)限従属形式」の採用を否定する。 後出、三・一注 をも一無罪」とする必要はないのである。その者は、「間接正犯」たりうるし、場合によっては「共犯」たりうるのである。前注(エシ)、 しかし、その理由は、「合法共働」しか認められないからである。これに対して、「混合的共働」では、「合法行為」を利用した者迄 46 47 °
- 内田·概要中卷一二〇頁以下。
- (19) これが、従来の通説である。前出、 注 14 以下、一注 28

- S) H. J. Rudolphi, lst die Teilnahme an einer Notstandstat. i. S. der § 52, 53 Abs. 3 und 54 StGB strafbar, ZStrW. 78, 1956, S. 67ff., 74ff.
- (집) C. Roxin, Strafrecht, Allg. T. I. 4 Aufl. S. 990f
- (名) W. Gropp, Strafrecht, Allg. T. 3 Aufl. 2005, S. 352f. (2) C. Roxin, Strafrecht, Allg. T. I, 4 Aufl. S. 713ff

#### Ξ 不法共働の諸形態

### 自殺関与の共犯性 -独立共犯

性的」ではない。カントは「赦免」を与えてよいと考えたものと思われる。 るから「自殺」は「不法」なのである。しかし、身心共に疲れ果てて、「みずからの命」を断った人を非難するのも「 カントは、「自殺」を「自己自身に対する義務違反の不法」であると考えた。人は「生きる義務」を背負ってい

として捉えたが、正鵠を射ているといえよう。 利を害しないが故に刑法はこれを取り上げないと考えた。ブリンゲバートは、このような流れを「慣習法的なもの」(⑤) はないと考えるようになった。一八一三年のバイエルン刑法典一四二条も、自殺は国民の義務に反するが、(4) が、やがて、考えを改め、「自殺」も国民の義務に反し「違法(rechtswidrig)」であるが、これを罰するのも理性的で これに対して、初期のフォイエルバッハは、人は義務を達成するためには「死ぬ権利」をもつべきであると考えた 他人の権

以後、「自殺不処罰」を宣言する立法は見当たらなかったのである。すでに、一七九四年プロイセン普通ラント法第

三 今すこし、「自殺」の法益侵害性について考えておこう。

二部第二○章第一一節八○三条以下の「自殺者の不利益規定」も「自殺処罰規定」ではなかった。⑺ 「自殺不処罰」の刑法上の意義についても、諸種の考え方がある。ベーリングは、「構成要件外」に置かれてい

も、「大義名分」からする「英雄的自殺」すら「人命軽視」の誇りを免れないとしていた。自殺は「不法」である。 「みずからの生命」を比較することは許されない筈のところ、ロクシンは両者を「比較」するのである. という。しかし、およそ生命は質的にも量的にも比較できない法益であるともいう。一貫しない。「他人の生命」と は「不法」なのである。「モラル」・「人倫」に反する行為と「不法」との区別が刑法の永遠のテーマである 外の不法」は幾つもある。単なる「モラル違反」は構成要件外である。しかし、「不法」である。社会的に有害な行為 自殺を「構成要件外」に置いた根拠であると考えたのである。自殺は「不法(Unrecht)」である。しかし、「構成要件(ધ) るというが、シュミットホイザーは、単に「責任阻却事由」が存在するからに過ぎないという。わたくしは、形式的 の要請」に悖るのである。自己の生命と他人の生命とをロクシンのように区別するのは「人倫律」に反する。 きない筈だからである。自己の生命を「タブー」としないで、他人の生命だけを「タブー」とすることは「人類不滅 ことは許されないが、自己の生命を「処分」することは「不法」ではないということは間違っている。自己の生命も 期待可能性」の不存在ではなくして、「人間的な適法行為の期待可能性」迄もが否定されざるをえないという考量が、 にはベーリングが妥当であるが、実質的にはシュミットホイザーが妥当であると考えてきた。「個人的な適法行為の 「タブー」でなければ、他人の生命を「タブー」として人為的に処分することも許されないという主張に出ることはで そもそも、「自己の生命」と「他人の生命」という区別自体が妥当でない。他人の生命は「タブー」であるから侵す ロクシンは、「他人の生命」はタブーであるが「みずからの生命」は「みずからの判断」で処分することが許される リスト

すべての法益(公益)を支える「根元的価値」である。それ故に「至高の法益」なのである。ロクシンが「生命」は きないし(文化財保護法一九三条以下)、不要になった「財産」を恣に処分することも許されない(廃棄物処理法 量的・質的に比較できないというのは、「自己の生命」という主張は許されないということの帰結に他ならない。 条・二五条一項一四号)。すでにヒッペルが看破していたように、「法益」はすべて「公益」なのである。「生命」は、 無制限に「個人」の自由に委せられてはならないのである。国宝に指定された「個人財産」も恣に処分することはで アルミン・カウフマンも明言していた。いわゆる「社会的法益」や「国家的法益」は勿論、「個人的法益」といえども そもそも「法益」は「公益」である。「その人」だけに向けられた「法」はないといってよい。M・E・マイヤーや(16)

殺」以外は「不法」なのである。戦場における負傷兵の「自決」などが「極端な例外」として想定されようか 五四年三月一〇日の連邦裁判所刑事連合部決定が、「自殺」は極端な例外を除いて「人倫律」に反し「不法」であると 要はない。「人類不滅の現実的要請」に応える「使徒のもの」と考えればよいのである。かような視座において、一九 のである。最近でも、たとえばリンダーは、「生命」を人間存在のための「先験的条件」であるとみているが、その必須 いであろうが、差し支えない。ニーチェが指摘したように、われわれは「生命の預り主」に過ぎないと考えればよい 説示したことは、まことに貴重であったといわなければならない。「人倫律」が有効に機能しえないような「特殊な自 にも拘わらず、四囲に弄ばれた「苦悩の自殺」すらをも「自発的意思」によるものであるとして、「自由死」・「自己 したがって、「生命」を「個人の意思」で処分することはできない。「生命の起源」は、おそらく永久に解明できな

責任自殺」と呼ぶのは、ブリンゲバートが指摘するように「フィクション」である。ボットケは、「生きる義務」と、

初期のフォイエルバッハの「自殺論」を想起させるものがある。しかし、ボットケの視座で、「自由死」が、それ程迄 「自己責任自殺」を求めた「自殺する権利」とは、必ずしも矛盾するものではないとして、「自由死論」を展開する。

する行為の奨め」なのである。

に意味をもつ行為であるならば、「自由死勧奨」もまた当然肯定されてよい筈である。だが、しかし、(②) 死勧奨」とは「フィクション」であるばかりか、いみじくも一九五四年の連合部決定が喝破したように、「人倫律に反 「自爆勧奨」などを除いて、「自由死」を礼讃するような「反人道的行為」に出る者は考えられない。「自由死」・「自由 テロリストの

という主張に止どまるのである。ボットケも、「自由死」は、無制約に肯定される謂れはなく、「相対的」に許容され きる義務」の自覚が、「自殺願望」を生じさせるかのような発想に出るが、そのような生活現象もありえないではない ぶのは、フィクションであるというよりは、「矛盾」に充ちた「独断」であるといわざるをえない。ボットケは、「生 ントの「無原因の自発的意思」であり、現実世界の「自由意思」の産物ではない。これらを一括して「自由死」と呼 り「自殺ごっこ」の類もまた「自由」に由来するものであると考えることになる。かくして、「自殺」は、間接正犯の るに過ぎないという。「一般的な行為の自由(Allgemeine Handlungsfreiheit) 」 だけの強調は、「英雄的自殺」 はもとよ 「自殺ごっこ」・「興味の自殺」などをも「自由死」に算入しようとする。しかし、忽然と生じる「自殺意思」とは、カ(8) てきたのは、すでに明白なように、四囲に弄ばれた「苦悩死」である。勿論「自由死」ではない。 道具」となった場合以外は、実質的には「無制約」の「自由死」となる。 真の自由死とは、リストが反対しているが、せいぜい「英雄的自殺」・「殉死」であろう。ドイツの判例が取り上げ(%) 学説は、 さらに、

人間将来の営みに備えた「留保」に過ぎないと考えるべきである。 しかし、「自殺」はいかなる自殺も「法益侵害」・「不法」である。連合部決定の「極端な例外」とは、(35) したがって、「自殺関与」も「共犯」として処罰されなければならない。わが刑法二〇二条前段は、このことを 予測しえない

ボットケは、結局は「自殺礼讃者」なのである。(3)

重過失致死罪」への「故意殺人罪の幇助犯」にみられたように、「責任共働」は存在しなくてもよいということだけ

以上の考量を前提として、「不法共働の共犯性」を論考してゆくことになる。ただ、

さきにも確認したが、

出始めたことだけを特記したい。すでに実務は、人倫と法の分裂が、社会の混乱を招くことを危惧していたのである。 cにより、「自殺関与不処罰」は後退しなければならないとしていた。自殺不救助は、 に顕著である。 を提唱する学説は跡を断つことはなかった。最近では、ザウァーの「自然的共犯」やデンカーの「他人所為への共犯.(%) (%) 主張したのである。 自殺幇助」なのである。その後の判例にも、「自殺関与」は現行法上「不処罰」であるに止どまると明言するものが 五 九五四年の刑事連合部決定も、自殺・自傷開始者を放置することによる「不救助」を罰するドイツ刑法三二三条 これを「共犯従属性論の呪縛」とみてきた。しかし、リストやゲルラント以来、「独立罪としての自殺関与罪」 刑法二〇二条前段は、「正犯なき共犯」の「例外規定」ではない。「正犯なき共犯」の「処罰規定」が多くない これらについては、 極めて正当である。ドイツ刑法はこれを怠ってきた。「正犯なければ共犯なし」である。 わたくしなりに一応の検討を加えていることでもあるから、今は深入りしない。 刑事連合部にとっては同

可能性」不存在を理由として、「無罪」を言渡したのである。前稿でも、このことを確認した。 というだけである。関与者には、実行者の「自殺像」も鮮明に与えられている。 置」につき、夜半から翌朝迄「死の床」に付き添って老寡婦の臨終を見届けた被告人医師に対して、「適法行為の期待 まれることが多い。「真正の適法行為の期待可能性」が否定されるのである。このことを確認したドイツの判例もあ 慈悲の自殺関与」では、生きることに絶望した自殺者の「真情」に「共鳴」した関与者個人の「個人的な真情」 しかし、自殺関与は、刑法二〇二条により処罰可能だとしても、常に処罰されるわけではない。 一九八四年七月四日の連邦裁判所第三刑事部判決は、 ドイツ刑法三二三条cに違反した家庭医の 特に、 シムソ ン43 自

は絶えず念頭に置いておく必要がある。

のドイツ判例の傾向である。

唆犯」しか成立しないのである。しかし、これから検討するのは、「同じ不法共働」の内部における「正犯なき共犯」(ダ) なのである。 であるといわざるをえなかったが、無免許医には、「業務上堕胎の正犯像」しかありえないので、「業務上堕胎罪の教 また、「業務上堕胎の緊急避難」に出た専門医は「合法共働」であり、それにより救われた無免許医は「不法共働」

である。しかし、シムソンの「慈悲の自殺関与」は、「真正の適法行為の期待可能性」を否定させることが多い。 「自殺関与」は、常に「不法共働」であるから「可罰的」である。わが二〇二条前段はこのことを明確に宣言したの

らなる検討に入ることにする。 ここでは、「不法共働」の最も単純な形態としての「自殺関与罪」の「構成要件的不法」と「有責性」を確認し、さ

六 小括しておこう。

許している。人倫律と法律の違いがここにある。 人倫律は、「自殺」・「自傷」を許さない。しかし、法は、「正当防衛」・「緊急避難」による「他殺」・「他傷」すらも

るが、「自己保全」の主張故に、わが刑法三七条によって許されるのである。(④) 当防衛」の要件を充足する限り「違法」ではない。「カルネアデスの板」の寓例で、生き残った者は、「人倫」に反す 「緊迫不正の侵害」に出た者の「生命」も、「不正な生命」ではない。これを奪うのは「人倫」に悖る、しかし、「正(※)

いうように、両者を巧みに切り分けるメスは存在しないのである。「人倫違反」につき、「人倫共同体」はこれを許さ 人倫と法とは、これ迄その相違が奈辺にあるのか、烈しく議論されてきた。しかし、アルトウール・カウフマンが(fi)

ない。「消極的な自由死肯定」に過ぎない。 (88) ないが、「法共同体」は、一定の要件の下で、これを「許容」することができるとしか説明できないように思われる。 図 せめて「死ぬとき」だけは「自分が決める」という願いはわからないではない。しかし、それは「自由死讃美」では 人は、「みずからの意思」で生き享けることはできないし、その後の「人生」もままならぬ一生であった筈である。

これが、真の「自律」なのである。(3) これに対して、「生きる義務」の信奉者は、 永続的に繰り返される「生命不滅の願望」である。われわれは生きていることに「感謝」しなければならない。 「積極的な生命讃歌」に出ている。 地球上の 「他の生命体」と同じであ

に従属するものであることを認めていたことを付言しておきたい。 ッツは、「自殺」が「人倫律」に反することは明白であるとしていたし、ヘルツベルクも、「自由死意思」は「生命(を) 責任能力者の「意思決定」はすべて「自律」の枠内にあることにならざるをえないからである。尤も、すでにハイニ責任能力者の「意思決定」はすべて「自律」の枠内にあることにならざるをえないからである。尤も、すでにハイニ 活潑な「自由死肯定論」への反省は、当時からもかなり有力に行われていたのである。そして、一九五四年の連合 ボットケは、この視座に欠けているといわざるをえない。 幼児や精神病者こそ「自由死」に出ることができないが、

が新設されたときには、 部決定を経て、「自殺関与は処罰されないだけに止どまる」という最近のドイツ判例の真意は、「自殺関与の処罰規定」 問題はすべ氷解するという表白に他ならないと考えるべきである。

しかし、ドイツでは、現行刑法上、すでに幾多の「正犯なき共犯」が認められている。以下は、それらの確認

注

- ( 一) I. Kant, Metaphysik der Sitten, 2 Aufl. 1797, Akademieausgabe, VI, 1914, S. 229ff., 417ff., 422ff., 426ff., 436ff
- (\alpha) I. Kant, Metaphyik der Sitten, S. 235ff., 331ff., 337
- (α) A. v. Feuerbach, Kritik des natürlichen Rechts, 1796, S. 289ff フォイエルバッハは、「違法」であるというが、現代の解釈論としては、「不法」というべきである。後注(10)(11)(30)(35)。

A. v. Feuerbach, Lehrbuch, 11 Aufl. § 241.

- (5) Anmerkungen zum StGB für das Königreich Baiern. Bd. II, 1813, S. 3.
- (©) P. Bringewat, Die Srafbarkeit der Beteiligung an fremden Selbsttötung als Grenzproblem der Strafrechtsdogmatik. ZStrW. 87, 1975, S. 623ff., 625ff., 634, 636ff., 648f
- (7)普通ラント法第二部第二○章八○三条によれば、自殺者の死後は、刑罰による非難は受けることはないが werden)、地位・身分上の不利益を受けることはありうる (verlustig sein) とされた。 (nicht beschimpft
- ∞) E. Beling., L. v. V. S. 219ff., 223, 235, 416ff
- (Φ) E. Schmidhäuser, Selbstmord und Beteiligung am Selbstmord in Strafrechtlicher Sicht, Welzel-Festschrift, 1974, S. 801ff., 810ff.
- (10) 内田·町野記念三六八頁以下。
- ラル違反」という観念自体が「フィクション」なのかも知れない。 ばならない。「自殺」・「自傷」は、人としての「モラル」に反し、社会構成員としての「人倫」に反し、「不法」となる。「単なるモ 単独で行われたときには「法の関心」を惹かないとしていたが、現実には稀有である。集団的自殺には法は最大の関心を示さなけれ だけが、他人の関心外であろう。ビンディング(K. Binding, Handbuch des Strafrechts, 1885, S. 695ff, 699ff)は、自殺・自傷が完全に )われわれは、社会に生きる以上、他の「社会構成員との関わり」に生きなければならない。純粋に内面的な心情・嗜好・性癖など

122ff.)が、「自律は他律の内部にある」といっていたことの真意も理解できるのである。そして、このような理解は、最近の「自由 式的な自律」は「実質的な他律」であるといい、アルトゥール・カウフマン(Arth. Kaufmann, Das Schuldprinzip, 2 Aufl. 1976, S. 118ff. ある。カントやフォイエルバッハにとっても、「人倫的完成」こそが、国家の究極目標に他ならなかった(内田文昭・刑法概要上巻 「法」は「人倫」程には完結する必要がないのであって、「より善い」ことで満足しなければならないという宿命を背負っているので (平成七)-四頁以下)。したがって、マイホーファー(W. Maihofer, Vom Sinn der menschlicher Ordnung, 1956, S. 13ff., 22ff.)が、「形 「人倫」と「法」も、ヴェルツェル(H. Welzel, Recht und Sittlichkeit, Schaffstein-Festschrift, 1975, S. 45ff., 47ff.)が指摘するように、

- 610f)は、社会に影響を与えない「ウンモラル (Unmoral)」は「法益侵害」ではないとし、「他殺」のみが「タブー」に反し、「自殺 ル」ではない。「人類不滅」の要請を否定するからである。後注(52)(55)。 は「法から解放された領域」に置かれてよいとする。「自由死」は「不法」でないことになる。しかし、「自殺」は、「単なるウンモラ 死論」と真向うから対立することを指摘しなければならない。ロクシン(C. Roxin, Strafrecht, A llg. T. I. 4 Aufl. S. 19ff., 29ff., 27ff.
- (12)C. Roxin, Strafrecht, I. 4 Aufl. S, 23ff., 560ff. 前注(11)。なお、内田文昭「殺人・傷害に関わる『法から解放された領域』の諸問題性. 神奈川法学四二巻一号一頁以下、三八頁以下、四五頁注(31)(32)。
- (至) C. Roxin, Strafrecht, I. 4 Aufl., S. 738ff
- (14)E. Schmidhäuser, Welzel-Festschrift, S. 818. 内田・神奈川法学四二巻一号三八頁 生命は、個人的法益である以上に「社会的国家的法益」なのである。「生命」を「私物化」することは「冒瀆」である。

内田·町野

- (午) F. v. Lißt, Verbrechen und Vergehen wider das Leben, VDB. Bd. V. 1905, S. 1ff., 133ff., 139ff., 139 記念三六四頁以下、三六七頁注(11)、三六九頁注(35)。
- (6) M. E. Mayer, Rechtsnormen und Kulturnormen, Str. Abh. H. 50, 1903, S. 30.
- 17 Arm. Kaufmann, Lebendiges und Totes in Bindings Normentheorie, 1954, S. 124ff., 132ff., 136ff
- (19) 内田·町野記念三六四頁以下。
- F. Nietzsche, Gedanke und Pläne aus der Zeit der Entstehung des Zarathustra (1882-85), Nietzsche's Werke, Bd. XIV, 1904, S
- 41ff. なお、前注(11)。 は、ツァラトゥストラをして、「自己自身たりうること」の至難さを語らしめたものと思われる。W. Maihofer Vom Siun, S. 19ff., 21f 因じ、リーチョ (F. Nietzsche, Also sprach Zarathustra, Nietzsche's Werke 1Abt, Bd. VI, 1904, S. 52ff., 91ff., 105ff., 343ff., 346, 417ff.)
- (<a>a) J. F. Linder, Grundrechtsfragen aktiver Sterbehilfe, JZ. 2006, S. 373ff, 378f
- (SI) BGH. Str. 6, 1954, S. 147ff., 153f
- 293ff., 310ff.)しかし、われわれは、これに強く反対する。内田・町野記念三六七頁、三七三頁、三八八頁以下、同・神奈川大学法学 部五〇周年記念四三五頁注(33)。 この連合部決定に対しては、周知のように「自由死論者」からの批判が強い(W. Bottke, Suizid und Strafrecht, 1982, S. 51fr., 74ff.

が、これについては機会を改めて検討を加えたい。 尤も、ハイニッツ(E. Heinitz, Teilnahme und unterlasse Hilfeleistung beim Selbstmord, JR. 1954, S. 403ft)の好意的見解もあった

- 23) 前注(6)。さらに、後注(30)(35)(40)。
- (🛠) W. Bottke, Suizid S. 95ff., ders. Das Recht auf Suizid und Suizidverhütung, GA. 1982, S. 346ff., 36
- る (内田・概要中巻二五一頁以下)。なお、次注 (25)、後注 (55)。 常に「責任負担能力」に欠けるのであって、「不法」に出ることがありうるかどうかを論じることは体系的に意味をもたないからであ しかし、「精神病者の自殺願望」を「自由死」との関わりで論じること自体に問題があるといわざるをえない。「責任無能力者」は
- .25)ボットケは、「適法行為の期待可能性」の不存在を「構成要件不該当事由」として捉え(W. Bottke, Suizid S. 204 Anm. 1499)、「自 のであろうか。そもそも「自由」とは何であろうか。(後注(32)(34)(55))。機会を改めて検討する。 ではない。そこに、ボットケの曖昧さがある。ボットケは、「集団自殺」(前注(1))の勧奨などをも「自由勧奨」とみるつもりな 日常の生活と変わりのない営みとなる。しかし、ボットケ(W. Bottke, GA. 1982, S. 361)も、そこ迄の「自殺自由」 由死」を「人の自由」の発現とみようとする (W. Bottke, GA. 1982, S. 361)。 「自殺」は「殺人」ではないのである。 起臥寝食と同様、 一を肯定するわけ
- (26) 前注 (15)。
- (27)最近のドイツ判例については、内田・神奈川大学法学部五〇周年記念四八二頁以下。
- (9)为田・既要户蠡二〇〇頁以下、二〇六頁注(3)、二二二頁注(8)(9)(28)内田・町野記念三六八頁注(34)、三七一頁注(51)、三七二頁注(52)。
- (29) 内田·概要中巻二〇〇頁以下、二〇六頁注(3)、二七一頁注(28)(29)。

前注 (6)。

- でない」とすることは「独断」なのである。前注 稀有にしか存在しない「自由死」を一般化することは「フィクション」であるが、その「自由死」を、「構成要件外」に置き「不法 25 <u>26</u>
- (云) W. Bottke, Suizid, S. 95ff
- (33) W. Bottke, GA. 1982, 361
- (33) W. Bottke, Probleme der Suizidbeteiligung, GA. 1983, S. 22ff., 32ff.
- .34)ボットケ(W. Bottke, GA. 1982, S. 352ff.)が、一九五四年の刑事連合部決定を信奉するのは因習に安んじ、「神」への「責任」に生 きる人だけであるというならば、ボットケは「自由死礼讃者」であるに止どまることになる。
- 精神病者を「道具」として操って自殺させたり、追死の意思がないのに虚言を弄して自殺させたりする「偽装心中」が

- 利用されたからである。そして、生命を喪失したからである。即ち、「不法」だからである。「操り人形師」や「虚言を弄した者」は、 たりうることは一般に肯定されている〈内田文昭・刑法各論 [第三版] なせた者」も「不法」である。BGH. Str. 6, S. 153 「不法惹起者」である。「合法共働者」ではないし、「混合的不法惹起者(前出、二注(6))」でもないのである。「死んだ者」も「死 (平成八)二○頁注 (1))。「自殺者」が「操り人形」として
- 内田·町野記念三六二頁以下、同·神奈川大学法学部五〇周年記念四三八頁以下。
- .5) F. v. Lißt, VDB. V, S. 133f., H. Gerland, Die Selbstverletzung und die Verletzung des Einwilligenden, VDA. II, 1908, S. 487ff., 520ff. 530. 本稿もその一翼を担うつもりである。後出、六注(35)。
- (%) W. Sauer, Allg. Strafrechtslehre, 3 Aufl. S. 200ff., 203ff., 213ff., 225ff
- (ন্থ) F. Dencker, Beteiligung ohne Täter, Lüderssen-Festschrift, 2002, S. 525ff., 530ff., 534ff
- (4) BGH. Str. 6, S. 147ff., 154. 前注(22)。
- 同・神奈川大学法学部五〇周年記念四三三頁注(22)。すでに、一九三六年九月一四日の帝国裁判所第三刑事部判決 第三刑事部判決(BGH.Str. 49, 2005, S. 34ff., 42ff.)が重要である。これらについては、内田・町野記念三七二頁以下、三八八頁以下、 1932, S. 313ff., 315)も、「自殺関与」は許されはしないが、「処罰」の必要性はないとしていたことである。これにつき、BGH. Str. 6, 特に、二○○一年二月七日の連邦裁判所第五刑事部判決 (BGH Str. 46, 2001, S. 279ff., 285) と二○○三年一二月一一日の連邦裁判所
- (42)ベーリング(E. Beling L. v. V.S. 416ff., 417)は、「正犯像」への従属で充分であるとしながら、「自殺関与」の処罰は現行法上不可能 解の下で肯定される。前注 不法」の相違が鮮明になる。ドイツ刑法新二九条はこのことを宣言したのである。ザウァーやデンカーの「共犯」も、このような理 ならない。わが刑法二〇二条前段はこのことを確認したのである。このように理解することにより、始めて、「正犯不法」と く。現行法上の「正犯像」は存在しなくても、「不法像」を観念しうるならば、それへの「共犯」は可能であると修正されなければ であるという。しかし、「正犯不法」と「共犯不法」は同一でなくてもよいともいう(E. Beling, L. v. V. S. 234ff., 424fi.)。整合性を欠 (38) (39)。さらに、前出、二注 10
- (2) G. Simson, Ein JA zur Sterbehilfe aus Barmherzigkeit, Schwinge-Festschrift, 1973, S. 89ff., 101ff., 105ff., 110
- (4) BGH. Str. 32, 1984, S. 367ff., 369ff., 376ff., 380f.
- 45 内田・神奈川大学法学部五〇周年記念四八二頁以下。さらに、 内田 ·町野記念三七七頁以下。
- .46)「責任共働」を求めるのが「責任共犯論」である。「不法共働」では足りないのである(内田・概要中巻四三六頁以下)。M・E・

意犯の責任」を求めることができないという不都合が生じるといっていたのは、「責任共働」を前提にしていたからである(前出、 マイヤーが、「故意の正犯への共犯」と考えていたのに、実は「過失犯への共犯」であったに過ぎないような場合は、その者に「故

- (11)~(13))。「不法共働」で満足しなければならない(前出、二注(14))。
- (47)これも「不法共働」即ち「混合的不法共働」である(前出二注(6))。
- (48)内田·概要中巻七二頁以下。
- そして、正当防衛も、「社会倫理的制約」を受けるといわれる (内田・概要中巻七三頁)。
- 50 49 内田・概要上巻一二頁以下。 内田・神奈川法学四二巻一号二頁以下、一七頁以下、六五頁。
- Arth. Kaufmann, Schuldprinzip, 2 Aufl, S. 187 Anm. 332, 197f., 277
- そのものが「人倫的価値」であると批判した(Art. Kaufmann, Schuldprinzip, 2 Aufl. S. 187 Anm. 332)。しかし、カウフマンは、「社会 なくして、「人の社会生活」の安全に求めることにあると主張していた。これに対して、アルトゥール・カウフマンは、社会の安全 Entwurfs eines Strafgesetzbuchs, MKr. u.StrR. 1958, S. 129ff., 139) は、刑法の正当性を、直接的な「人倫律」への奉仕に求めるのでは の安全」だけを切り取るメスを提示したわけではなかった。 一九五四年の刑事連合部決定にすこし遅れて、A・E・ブラウネック(A. E. Brauneck, Zum Schuldstrafrecht des neuesten

が国では「近親相姦」は処罰されないのである。 た被害者女性が「許される」のもこの理由によるものと考えたい(内田・概要中巻七一頁以下、七五頁注(12)、七六頁注 時には「人倫律」を押さえつけて「法益」を守らなければならないのである(内田・神法四二巻一号一九頁以下)。強姦犯人を殺害し 一六頁注(13)(14))。逆に「人倫律」に任せておけば足りると考える場合もあろう(内田・神法四四巻二・三号二一四頁)。現にわ わたくしは、カウフマンの「メス」はなくてよいと考えたい。法自身がメスの機能を果たさなければならないのである。「法」は、

信犯」とはいえないであろう。 はあるが、法はこれを「一笑に付する」ことも可能であると考えたものと思われる。しかし、大掛りな「殺人祈禱」などは、最早「迷 なお、前出、一注(19)に援用した判決は、ドイツ刑法新二三条三項の「著しい無分別」に基づく殺人計画などは、「人倫違反」で

をもたない衝動に身を任せることであって、「合法(Legalitāt)」は自律・他律の両方の挙動たりうるが、「人倫(Moralitāt)」は、自 わりにつき、「自律」は、「人倫的価値を実現するための法(Gesetz)にみずから進んで従うこと」であり、「他律」は、価値に関わり ヴェルツェル(H. Welzel, Das Gesinnungsmoment im Recht, J. v. Gierke-Festschrift, 1950, S. 290ff., 295)は、「自律」と「他律」の関

- が俟たれる。なお、内田・概要上巻一四頁以下。 であり、マイホーファーやアルトゥール・カウフマンの立論と同じ方向を示すものである(前注(��))。「自由死論者」からの反論 律たりうるのであるという。これは、ヴェルツェル自身が、シャッフシュタイン記念論文集に寄せた「法と人倫」の前身を示すもの
- 、5)、「自殺」は「他律」への隷属であり(H. Welzel, J. v. Gierke-Festschrift, S. 295)、したがって、不法である Strafrecht, 11 Aufl, S. 280f.)。これに対して、「生きること」は、「自律」への積極的な参加である(H. Welzel, J. v. Gierke-Festschrift (H. Welzel, Das deutsche
- (5) W. Bottke, Suizid, S. 38ff., 41ff., 59ff., 95ff., 161ff., 235ff.

殺はやはり一不法」なのである 法行為の期待可能性」を吟味したのである。かくして、第三刑事部は、ボットケの「自由死」を否定した。「極端な例外」を除いて自 た家庭医に対して、「適法行為の期待可能性」を否定したのである。三二三条cの構成要件該当性の違法性を肯定したからこそ「適 しかし、一九八四年七月四日の第三刑事部判決(前注(4))は、夫の許に死を急いだ老寡婦の自殺を発見しながら、これを放置し

- 6) E. Heinitz, JR. 1954, S. 406. さらに前注(22)。
- (S) R. D. Herzberg, Beteiligung an einer Selbsttötung oder tödlichen Selbstgefähdung als Tötungsdelikt, JA. 1985, S. 131ff., 135ff., 136 ·共犯従属性論の呪縛」に喘いでいるからである。R. D. Herzberg, JA. 1985, S. 135f., 184f., 267ff., 344f. にも拘らず、ヘルツベルク(R. D. Herzberg, JA. 1985, S. 132ff., 343ff.)は、「自殺関与の可罰性」を認めようとはしないのである。

### 二 教唆犯と幇助犯の併立

唆犯」と「収賄罪の幇助」が両立する場合である。二人の「非公務員」がいかに高額の餞別を受領しても、「収賄罪 えられる。 共働」は出てこない。しかし、公務員の夫と非公務員の妻の「不法共働」では「収賄罪の教唆犯とその幇助犯」が考 「真正の不法共働」内部にあって、教唆犯と幇助犯が両立するのは、第一に、 夫が妻に収賄を依頼したような場合である。妻が夫の収賄に関与した場合には、 かねて争いがあった「収賄 妻に共犯が成立するが、 の教 0

役を主役にするのは「拡張的正犯論」である。

夫が妻に収賄を依頼した場合は、 妻には「収賄罪の正犯」が成立しえないから、 夫にはいかなる罪責が生じるかは重

夫が「操り人形師」となって妻に収賄を行わせたときは、「間接正犯」である。しかし、妻が業者を誘惑して予定以上 説であった。しかし、このような方策は、間接正犯を「正犯なき共犯」の「隠れ簑」とする弥縫策に過ぎない。 益保護」の目的を無視することになる。これを回避しようとするのが、夫に間接正犯を認めようとする、これ迄の通 「正犯なければ共犯なし」の呪縛に盲従するならば、両者共に「無罪」である。しかし、 全くの形式論であり、

えた。しかし、「脇役」は「規範的評価」だけでは「主役」とはならない。演技力が必要である。規範的評価だけで脇 い。イエシェックは、「行為支配」の観念を「規範的」に拡張することにより「間接正犯」を認めることができると考い。 二 シュトラテンヴェルトは、両者共に無罪に止どまるのは己むをえないと考えた。机上の空論の謗りを免れな(2)

の金額を受領したような場合に迄「間接正犯」を認めることはできない。どうするか。

ではなくして、義務違反の「行為」が犯罪となるのである。「職権濫用罪 では犯罪ではない。公務員の義務違反は公務員法上の「懲戒処分」の対象たりうるのみである。義務違反が犯罪 支配」ではなくして「義務違反」が正犯の標識であると考えなければならないと主張した。しかし、「義務違反だけ」 そこで、ロクシンは、一般の犯罪では「行為支配」が正犯の要件であるが、身分犯のような「義務犯」では「行為 (刑法一九三条)」ですら、公務員が職権を

犯」とされなければならないという。「拡張的正犯概念」が妥当することになる。 さらにロクシンは、公務員の 「義務犯」においては、「共働公務員」は 「外部的共働」の形態いかんに拘わらず、 しかし、ドイツ刑法新二五条一項

濫用して「人に義務のないことを行わせる」必要がある。

採り続けているといえよう。 は、「みずから実行した者」と「他人を道具として利用した者」を想定し、二六条・二七条は、「正犯に関与した者 を想定している。身分犯には したこともない。 むしろ判例は、「収賄」に関与しただけの公務員には「収賄罪の共犯」しか成立しないという立場を 「拡張正犯概念」が妥当することを肯定した学説はすくないし、これを認めた判例に接

である。しかし、そのために、義務犯では「拡張的正犯概念」しか通用しなくなる。「限縮的正犯概念」を否定して迄 務員の故意なしにも、「収賄する(sich bestechen lassen)ことの共働」は認められうると明言していたのである。 「正犯なき共犯否定論」を墨守する必要はないといわざるをえない。すでにメッガーも、「収賄共働」 - 拡張的正犯概念」を妥当させようとする程の意義があるのか、わたくしには理解できない。それ程の代償を払って たしかに、ロクシンの「義務犯論」は、「行為支配」をもたない場合の公務員の「間接正犯」の正犯性肯定には の場合、 共働公

ロクシンの「義務犯」に対しては、後に改めて批判を加えよう。

に結婚前の妻の行状を照会して「秘密」を覚知した被告人医師に秘密漏洩罪 犯」の成立を認めた。 Ξ 一九五三年一〇月一日の連邦裁判所第四刑事部判決は、 妻との離婚を有利に進めるために、 (当時のドイツ刑法三〇〇条) 同業の婦 の「教唆 人科 医師

医師を「無罪」とし、依頼した被告人医師を「秘密漏洩罪の教唆犯」としたのである。「賄賂」とは思わず、またい(印) の情報交換」と勘違いした医師が「故意」なしに照会に応じたと判断し「事実の錯誤」を理由に、「秘密」を漏 「収賄共働」ではなくして、「秘密漏洩共働」である。秘密を漏洩した正犯は無罪でも、 秘密漏洩罪」も「身分犯」である。 「餞別」に与ったと誤信した高級官僚に似ている。 患者の秘密を漏洩した医師は処罰される。 さきのメッガーの設例が想起される。 しかし、 それを唆した共犯は教唆犯で 第四刑事部は、 医 師仲間 示した

ある。

やはり「正犯なき共犯」である。

漏洩医師に「正当な理由」があれば「許される」が、そのような検討はみられない。むしろ、単なる「法律

の錯誤」に陥っただけではないかという疑いが強い。(⑴

れている。 要があったという。しかし、依頼医師が漏洩医師を「道具」として利用したとはいえない。「情報交換」は任意に行わ であるという。患者の秘密は、 第四刑事部判決に対する評価も区々である。 しかし、すでに同人の「無罪」は確定していたという。 第四刑事部も、 依頼医の間接正犯を否定した。 医師仲間の情報交換でも「秘密」であり続けるから、ボッケルマンの見解は明快であ ボッケルマンは、 トレンド (13) は、 秘密を「秘密と知って」他に漏洩した医師は 依頼医師の 「間接正犯性」 を吟味する必 Œ

クシンの明確な態度は明らかでない。 . 医師の職務倫理」は、その違反をすべて「秘密漏洩罪の正犯」としてよい筈である。だがしかし、この点に関するロ しかし、 ロクシンは、ここでも「間接正犯」を肯定する可能性がある。「秘密漏洩罪」も「身分犯」だからである。

したことになる。ここでも、「正犯なしの共犯」が認められていることを看過してはならない。京都地裁舞鶴支部の論(エシ 教唆犯を肯定する。 である。 第四刑事部は、 しかし、 依頼医師は「故意」である。一九四三年改正のドイツ刑法四八条は、 漏洩医師の「軽率」な行為を「過失による秘密漏洩」とみたに違いない。 第四刑事部は、実はこう考えたのである。かくして、第四刑事部は、 非故意の正犯に対する故意の 「正犯なしの教唆犯」を肯定 過失による漏洩は不可罰

昭和二五年七月九日の最高裁判決は、(16) 几 わが 国 の判例中にも、 教唆犯と幇助犯の両立を示唆するものがある。 運送会社社長が、 同郷の先輩の依頼により、

米穀類の移動・運搬を制限した

当時 間接正犯」を肯定した。弁護人は、社長は の「食糧管理法」に違反して、いわゆる「闇米」を社員に命じて車で鉄道駅迄「運搬」させたとして「運搬罪の 「間接正犯」ではないと主張したが、最高裁は、「運転社員」が事情を知っ

ていたかどうかに拘わらず、社長が「正犯」であると判示したのである。

これに対して、現実に車で闇米を運搬した社員が「正犯」であるとする立場もある。しかし、「運搬社員」の「行為支(2) 成する立場は、「間接正犯」とみることによって、「正犯なき共犯」の問題を回避しただけであるといわざるをえない。 しかも、社長は自分の娘を介して依頼させたというのである。到底社長を「正犯」とみることはできない。判旨に賛 配」は「米の運搬」に及ぶだけであって、社長等の「闇米運搬」には及ばないのではないかという疑問がある。 い。「行為支配」は「力」だからである。しかし、運搬を拒否したときは、いかなる不利益を受けるかは不明であった。 たしかに、「運搬社員」が事情を知っていたかどうかは、社長を「間接正犯」とみるべきかどうかの問題を左右しな

は、 非公務員の妻を利用した「収賄共働」に代表される。 五 社長等の食糧管理法違反の「幇助犯」に過ぎないのではないかということになる。(ヒヒ) イツの判例にも、「殺した殺人幇助犯」を肯定するものがある。後に改めて検討する。(②) 「資格なき故意ある道具」は、「間接正犯」たりうることもあるし、「教唆犯」たりうるに過ぎないこともある。

また、「実行行為者」に「故意」がないため、「正犯」たりえない場合にあっても、「教唆犯」だけは成立するという

の両立であろう。 いずれにあっても、「正犯なき共犯」が前提となるのである。さきの最高裁判決事案は典型的な「教唆犯と幇助犯

注

- 1  $\widehat{2}$ 内田·神奈川法学四四卷二·三号一四七頁以下、一六三頁以下。
- G. Stratenwerth, Strafrecht, Allg. T. 3 Aufl. 1981, S. 227f
- 3 H. H. Jescheck, Lehrbuch des Strafrechts, Allg. T. 4 Aufl. 1988, S. 607
- C. Roxin, Strafrecht, II, S. 108ff., 109ff., 112ff.

 $\widehat{4}$ 

- 5 内田・神奈川法学四四巻二・三号一六一頁以下、一六三頁以下。
- 7 6 卷二·三号一六八頁注(38)。 の拡張的正犯概念」受容犯罪である。 為の形状に関わりなしに「収賄罪の正犯性」を基礎付けるというのであるから(C. Roxin, Strafrecht, II, S. 112f.)、収賄罪は「公務員 従来のドイツ判例が、公務員の「収賄共働」につき、正犯と共犯の区別を前提としてきたことについては、内田・神奈川法学四四 尤も、ロクシン(C. Roxin, Strafrecht, II, S. 6ff.)は「拡張的正犯概念」を否定していた。しかし、「公務員としての義務違反」は行
- 8 E. Mezger, Teilnahme an unvorsätzlichen Handlungen, JZ. 1954, S. 312ff., 314.
- 9 BGH. Str. 4, 1954, S. 355ff., 358ff
- (\(\mathbb{Q}\)) BGH. Str. 4, S. 356ff., 358ff
- 11 に漏洩したのではないかという疑いが強い。しかりとすれば、妻の秘密を探り出そうとした医師が教唆犯で漏洩医師が正犯である。 唆犯」としたが(BGH. 4, 356ff.)、「事実の錯誤」ではなくして、単なる「法律の錯誤」の結果、自己が扱った患者の「秘密」を軽率 るというのである。「正犯なき教唆犯」の肯定である。 第四刑事部は、 第四刑事部は、「漏洩医師」に「構成要件的事実の錯誤」があったときでも「教唆医師」は「秘密漏洩罪の教唆犯」たりう 「漏洩医師」を、「医師仲間の情報交換」と誤信していたとして「無罪」とした裁判を受けて「教唆医師」だけを「教
- (鉛) P. Bockelmann, Nochmals über das Verhältnis von Täterschaft und Teilnahme, GA. 1954, S. 193ff., 209. しかし、ボッケルマンは、 秘密」を秘密と知りながら外部に漏したから、当然「正犯」であるというだけである。
- (空) H. Tröndle, Zur Frage der Teilnahme an unvorsätzlichen Haupttat, GA. 1956, S. 123ff., 133 ff., 152ff. トレンドレは、 はいえないであろう。 出した「依頼医師」 「間接正犯性」を吟味する必要があったというが、「依頼医師」が「操り人形師」として同業医を利用したと 妻の秘密を探り

- 14 C. Roxin, Täterschaft und Tatherrschaft, 7 Aufl. 2000, S. 194 Anm. 61, 364ff., 368ff
- いのである。なお、前出、二注(12)。 漏洩医の「軽率」は、「秘密漏洩共働」の促進に他ならないからである。二人にとっては、それぞれに「正犯」は現実には存在しな わたくしは、依頼医が「教唆犯」で、漏洩医師は「幇助犯」であると考える。依頼医には「行為支配」を認める程の力はないし、
- 16 最判昭二五年七月六日刑集四卷七号一一七八頁。
- 17 莊子邦雄‧刑法総論〔第三版〕(平成八)四六一頁以下、四六四頁注(4)。
- 18 福田平・全訂刑法総論〔第五版〕(平成二三)二六六頁注(二)。 わたくしは、「正犯の背後の正犯」を肯定する以上は、運搬社員を「正犯」とし、社長を「背後の正犯」とすることも可能である
- と考えたが(内田・概要中巻四六八頁以下)、運搬社員の「正犯性」に疑問を感じ、「幇助犯」に過ぎないのではないかと考えたい。 したがって、ここでも教唆犯と幇助犯の両立が肯定されることになる。 社長にも社員にも、「闍米運搬」の「指導形象」は存在する。しかし、両人共、「みずからの犯罪」として共働したというには「力 が弱い。教唆犯と幇助犯の「両立」に止どめるべきである。
- (20) 後出、三・三注(11)~(15)。

#### Ξ 幇助犯と幇助犯の併立

共同正犯の特質との関連で幇助犯と幇助犯の併立・両立も重要である。

|刑法六〇条)| を認める必要もないが、共同正犯を否定する必要もない。これを「不真正の共同正犯」と呼んで差し 二人の殺人の共同正犯が、意思の連絡の下に、それぞれ独自に被害者に致命傷を与えた場合には、敢て「共同正犯

支えない。

しかし、二人が致死量の半分ずつの毒薬を供与して始めて被害者の毒殺に成功したような場合には、刑法六○条の

定されたことはなかったといってよい。(1)(2)

には

「強盗の承継的共同正犯」とはならないのである。

正の共同正犯」と呼びたい。「一部実行の全部責任」である。これも生活の要請である。ローマ法以来、このことが否 意義が鮮明となる。二人の「共働」により、始めて殺人罪が既遂となることを宣言しているからである。これを「真

て強盗に出よう」という堅い靭帯が必要である。一人が暴行・脅迫の上、被害者を失神させて立ち退った後に、 盗罪ではなくして「強盗罪 人が通りかかり、被害者から財物を盗取したに過ぎないような場合には、二人が友人であったからといって、 人が「暴行・脅迫」を加え、抵抗を抑圧した上、他の一人が、「財物」を「盗取」したときは、 一部実行の全部責任」の要請は、「強盗罪」のように「複数行為」を前提とする犯罪にも通用しなければならない。 (刑法二三六条)」の「共同正犯」が成立するのである。勿論、「互いに手となり足となっている。 暴行罪・脅迫罪と窃 容易 他の

が、「共同正犯」のかたちで成立すると考えるべきである。ドイツ刑法新二五条二項も、「可罰的所為(Straftat)」の共 る。「部分的共同正犯」である。このような「不法共働」では、「殺人の共同正犯」と「傷害・傷害致死の共同正犯」 共働した二人のうち、ある者は殺意の下に、ある者は専ら傷害の意思で「互いに手となり足となる」ことも可能であ 二 尤も、「互に手となり足となる」関係は、単一の共同正犯を構成するとは限らない。人を「痛め付ける」ために

同実行を「共同正犯」と呼ぶのである。

その見張りなしには犯罪の成功も覚束なかったといえる場合以外は「幇助犯」に止どまる。 をしなかった者は「幇助犯」たりうるのみである。判例も、このように考えているといってよい。「犯罪の見張り」は、 るということを結論付けるわけではない。犯罪謀議に参加した者の中にも、「互いに手となり足となる」程の「働き」 また、わが国固有の「共謀共同正犯」と呼ばれる「共働形態」も、「共謀に参加した者」はすべて「共同正犯」であ

135

うかも判然とはしないとみたのである。

帮助犯」の併立を認めるべきであるという結論に達する。「正犯なき共犯」である。 Ξ 以上の考量は、「不法共働者」中に「主役」といえる働きに出た者が確認できなかった場合には、「幇助犯」と

取引きに立会っていなかった社長も、「盗品」を「自己のもの」としたとはいえないとされた。事後承認を与えたかど 人は「みずからのために故買した」のではなくして、「会社のために故買した」可能性があるというのであった。一方、 同人に「盗品故買罪(ドイツ刑法二五九条) 九五三年一〇月二二日の連邦裁判所第四刑事部判決は、古鉄販売会社の社員が、「盗品古鉄」を購入した事案で、 の幇助罪」しか成立しない可能性があるとして、原判決を破棄した。同

共通でよいから、ここでは改めて触れることを割愛する。 罪である。 いてはさきに検討したが、二二日の判決では「故意のない正犯」への幇助犯の成立が検討されたことになる。二二日 の判決では、社長は社員の盗品故買を知らなかったというのである。一方は、独立教唆罪であり、 同じ一九五四年一○月に、同じ第四刑事部が、一日の判決では、「故意のない正犯」への教唆犯を肯定したことにつ 当時の共犯論にとっては大きな問題であったから、 共に活潑な議論を呼んだ。 しかし、 考え方としては 他方は、独立幇助

しかし、新たな視点も可能であることを指摘したい。

批評で、 う。社長も社員も、いずれも「我が社のための盗品故買」に出たといえるのではないかという観点である。 の正犯への幇助犯」という廻り道に出るのは誤った「概念法学」ではないかというのである。 几 二二日判決の事案では、第四刑事部は、 ヴェ ルツェルが示した考えである。「会社ぐるみの盗品故買」では、「共働者」のそれぞれについて、「非故意⑵ 社長にも二五九条の「幇助犯」が成立しうることを否定しないであろ 同判決の

尤も、「共同行為支配」の認められない社長と社員に「共同正犯」を考えることはできない。共同行為支配が認めら

は、

古典的な

ものと思われる。

持っているといわなければならない。

やはり、「会社のための盗品故買の幇助犯」が併立すると考えるべきである。ただ、「会社ぐるみの犯罪」という視座 るのは、社長と社員が一体となった場合だけである。しかし、事案からして、そのような「靭帯」は看取されない。

「正犯なき共犯」の肯定は、「教唆犯と幇助犯」の併立、「幇助犯と幇助犯」の併立を可能とするばかりか、

「法人の犯罪能力」の是非をめぐっても有益であることはいう迄もない。

呼ばれるが、 に人か」は問題にしなかった。「謀殺を実行する幇助犯」だけを認めたのである。事件は「シュタシンスキー事件」と 教唆罪・独立幇助罪の肯定にも通じる。現に、一日判決は、 九六二年一〇月一九日の連邦裁判所第三刑事部判決は、殺人実行者に「実行する幇助犯」を認め、「正犯」は〔〕 伝統的な共犯論の根底を覆えすかのような「実行する幇助犯」という判示は、実は説得力に富むものを 秘密漏洩依頼医師だけに教唆罪を認めたのである。 っな

である。ロクシンは、この判決を「極端な主観的共犯論」への復帰とみるが、第三刑事部は、 が 部 考慮して、ドイツでは処罰が困難な国外の黒幕に操られた人形としての二人の刺客を「実行した幇助犯」と評価した は、 「操り人形師」となった政治的謀殺事件である。第三刑事部は、伝統的な「主観的共犯論」に盲従しなかっただけ〔3〕 三刑事部は、 このような解決策には満足しなかった。事案は、 人を殺した者は「通常は殺人罪の正犯」であるという。「形式的客観説」である。しかし、(シュ) 二人の「刺客」を意の如くに利用し尽くした国外の 事件の特殊性を慎重に 第三刑事

目的謀殺罪(二二○条)」の幇助犯の成立が問われる可能性もあった。正犯は二二○条aの正犯でも、二人の刺客に けではないのである。 我が社のための盗品故買」にしろ、「シュタシンスキー事件」にしろ、「みずからのためにする関与」がなかったわ しかし、特に「シュタシンスキー事件」では、二〇〇二年に廃止されたが、 当時の 「民族虐殺

るのは異例ではないのである。第三刑事部判決には、そのような配慮が窺われないではなかろう。<sup>(5)</sup> は、それ程強大な「目的」は認められなかった可能性がある。「目的なき故意ある道具」である。「幇助犯」に止どま

ドイツにおいても、 現行刑法上、すでに「正犯なき共犯」は否定されていない。「現実の正犯」は、 共犯の成立

### 注

要件ではないのである。

- (1) 「真正の共同正犯」と「不真正の共同正犯」については、内田文昭・刑法における過失共働の理論 (昭和四八) 五頁以下。
- (2)内田・概要中巻四七四頁以下、四八六頁以下。
- $(\circ)$  F. Dencker, Lüderssen-Festschrift, S. 527ff., 530ff.
- (4) 部分的共同正犯については、内田・概要中巻四九一頁以下。
- (5) 内田·概要中巻四八七頁以下、五○四頁以下。
- (6)内田・概要中巻五〇五頁注(15)掲記の諸判例を挙示したい。
- (7) BGH. Str. 5, 1954, S. 47ff., 48ff., 50ff
- (8) 前出、三·二注(9)以下。
- 9 ルツェル(次注(10))の考えを支持している。 判決は正当でないと考える。しかし一日の判決に対するロクシンの態度も二二日の判決に対する態度も明確ではない。ただ、ヴェ ここでは、ロクシン(C. Roxin, Täterschaft und Tatherrschaft, 7 Aufl. S. 368)だけを紹介する。ロクシンは、二二日の第四刑事部
- (\(\text{\Left}\)) H. Welzel, JZ. 1954, S. 127ff.

主張していたように、ヴェルツェルは、「会社ぐるみの盗品故買」では「正犯」は現存しなくてよいと主張したものと考える。 故買罪」の正犯ではない。しかし、「わが社のための盗品故買」は、やがて「みずからの利益」となる。両名共に「盗品故買」の幇助 わたくしは、ヴェルツェルの通説批判が、「正犯なければ共犯なし」の要請を否定するものであると考える。社長も社員も、「盗品 メツガー (前出、三・二注(8))が、「収賄共働」では「正犯」が「故意欠如」の故で「正犯」たりえなくてよいと

四

連鎖的共犯

- 12 11 BGH. Str. 18, 1963, S. 87ff., 94ff
- 13 BGH. Str. 18, S. 96 BGH. Str. 18, S. 94
- - C. Roxin, Täterschaft und Tatherrschaft, 7 Aufl. S. 105 Anm. 52
- 存在しえないという立言の下に、「シュタシンスキー事件」を把握している。 デンカー(F. Dencker, Lüderssen-Festschrift, S. 534)は、「正犯なき共犯」は存在してよいが、「他人の所為に従属しない共犯」は

きる。ビルクマイヤー以来の「共犯隷属性論」の呪縛からの脱却は、「正犯なき共犯」の是認により可能となるのである。

国外の黒幕は処罰困難であるが、二人の刺客は処罰で

ならない。詳細は後に検討する。 定である。尤も、「幇助犯への教唆」は、その教唆行為が間接的に「現実の正犯」の支援となる限り「間接幇助」に他 「間接教唆犯 (刑法六一条二項)」や「幇助犯への教唆犯 (刑法六二条二項)」も、「正犯なき共犯」を認める規

実行させたときが、Aの「間接教唆」である。Aは、Dに対して直接「教唆」したわけではないが、Bへの教唆を通 Aが、Bに対して、Cの殺害を教唆したところ、BはみずからはCを殺害せず、Dに対して、Cの殺害を教唆して

して、間接的に「C殺し」を教唆したことになるといってよいからである。

れかを問わず、「みずからの概括的故意」に包摂される限りの多数人が殺害される限り、「殺人の教唆犯」または Bがみずからが実行しようが、Dに実行させようが、Cを殺害しようが、Eを殺害しようが、そしてまた、そのいず テロリスト集団の「首領・A」が、「団員・B」に、「手当たり次第の殺人(Gemetzel)」を教唆したような場合は、

要もなくなる。Aには「錯誤」はないのである。

人の間接正犯」たりえよう。Aは、「ゲメッツェル」を求めたからである。したがってまた、「間接教唆」を考える必

されている。 既に存在したようなときは、ロミオについて「間接教唆」の問題が生じる。したがって、「間接教唆」は、かなり限局 接教唆」の問題ではないし、 ッシュをシュリーべと誤認した)が、教唆犯・ロザールの「客体の錯誤」か「方法の錯誤」かで争われたもので、「間 これに対して、かねて著名な「ローゼ・ロザール事件」では、「正犯・ローゼ」の「客体の錯誤」(人違いで、③) ロザールの「概括的故意」の問題でもない。しかし、 ロザールを「教唆」したロミオが ハリ

員に対する脅迫は、被告人の教唆によって順次に行われた。被告人の脅迫教唆は所期の通りに行われたことになる。 名の市会議員に対する脅迫が、被告人を始めとする八名の者によって順次に行われたというのである。四名の市会議 迫するための教唆を「手分け」をして直接・間接に数回行わせたに過ぎないと考えられるからである。その結果、四 た、大正一一年三月一日の大審院判決は、「故意の連続」を前提とする限り正当である。被告人は、複数市会議員を脅 |再間接教唆以上の場合」も、六一条二項に包含されるとする判示は正当である。被告人の教唆は、 しかし、 複数市会議員に対する数個の脅迫が順次に行われたようなときは、「再間接教唆犯」が成立すると判示し 順次に四名の市会

にはその「幇助犯」となることもないとはいえない。「誰かが殺傷」に出るであろうことの認識で充分なのである。(G) の「殺傷行為」につき、直ちには「過失致死傷罪の幇助犯」たりえないであろうが、「正犯」を「特定」することなし 立は容易である。「誰かを幇助する故意」で足りることが多いのである。たとえば、「銃砲刀剣販売業者」は、 二 これに対して、「誰を幇助するのか」という問題を生じさせないことも多い「間接幇助」では、「幇助犯」 の成

議員の「脅迫」を実現させたのである。

る。

らして、正当であったといってよい。 たという事案につき、「猥褻物公然陳列罪 ィルムを知人またはその得意先の誰かに陳列させる意思で知人に「貸与」したところ、同人は得意先に「映写」させ 教唆犯」の場合に比較して、正犯性の認識は緩やかでよい。昭和四四年七月一七日の最高裁判所決定が、猥褻映画フ (刑法一七五条)」の「間接幇助犯」の成立を認めたのは、 幇助罪の特徴か

シュヴィントが、「正犯を知らない間接教唆犯」を肯定した判例としてこの第三刑事部判決を挙示している。正当であ 教唆犯」が成立すると判示したのは妥当である。この限り、 傷罪」等とはかなり違っている。したがって、第三刑事部が、被告人は「誰が正犯であるか」を知らなくても、 険招来」が狙いであって、 を作成させた被告人に、同罪の「間接教唆罪」の成立を認めた。たしかに、「公共危険犯」では、行為者は、所定の「危 に関し、パスポート発行機関に対して「虚偽のパスポート発行」を依頼し、 九五四年七月八日の連邦裁判所第三刑事部判決は、「虚偽公文書作成罪 ドイツ刑法は、「間接教唆」・「間接幇助」の規定をもたない。 誰によって公共危険が発生したかは重要でないことが多い。 無差別殺人の間接教唆犯と共通の論理が採られてよい しかし、 担当職員を数名経由して「虚偽公文書」 (ドイツ刑法三四八条一項)」の不法共働 通説・判例はこれらを肯定している。 誰が誰を殺すかが重大な 「間接 一殺

0 Dは、EにFを殺すよう教唆して成功したとしよう。DのEに対するF殺し教唆の成立には疑問はない。 害を教唆してしまったというような場合である。 Dに対するF殺しの「間接教唆」は成立しえない。 行為者が、 )かし、すでに述べたところから導かれるであろうが、「間接教唆犯」は、殺人罪の場合は、否定される可能性が高 特定の「人物」に特定の「人物」を殺害させようと教唆したところ、 Aは、BにCを殺させようとして、 Aにとって、F殺しは想定外だからである。そこが「無差別殺 Dにその旨を教唆したところ、 被教唆者は全く違った人物の殺

から、 ついては「殺人教唆未遂 人の教唆」と違うところである。 誰が誰を殺そうと変わりがないとはいえないことを看過してはならない。 BがC殺しを実行した場合に限って、「間接教唆犯」たりうるに止どまる。人が人を「殺傷」したのである (無罪)」である。「教唆の連鎖」は切れたからである。 Aは、EのF殺しに関しては何の関わりももたなかったといわざるをえないのであ A は、 Dに対する「BのC殺し」に

とか 間接教唆犯・間接幇助犯の「目の前」に存在しなくてもよい。 するかに曲解される。ベーリングが指摘していた。「間接幇助の減軽」も一回限りである。しかし、「現実の正犯」は、(ユ) した、大正一一年の大審院判決や、昭和四四年の最高裁決定も、 兀 「幇助の幇助」と呼ぶのは誤解を招き易い。特に、「幇助犯の幇助」は、「減軽された幇助犯の刑」を今一度減軽 いずれも、「表象された正犯」への共犯に他ならない。(ユラ) 『間接教唆』・「間接幇助」は、「正犯の教唆」であり、「正犯の幇助」である。 「観念的に表象」されることで充分である。 さらにはまた一九五四年の連邦裁判所第三刑事部判 したがって、これを「 教唆 の教唆」

これに対して、 がAの表象に包摂されていた可能性がないとは限らないことがある。そのような場合は、Aは「BのF殺し」へ(ધ) 間接教唆犯」となるであろう。 Aが、Dに対して、 「BのC殺し」を教唆したところ、 BはF殺しに出たようなときは、「BのF殺

接幇助と同様、「特定の正犯」への幇助だけが想定されているのではないかという疑問もないわけではない。このこと 大蔵大臣の許可を受けずに、「金地金」を神戸港から上海へ密輸出するに当たり、 〇年二月一三日の大審院判決を挙示する必要がある。 を主張した弁護人の上告に応えて、「間接幇助」でも、「特定の正犯」への幇助である必要はないと明言した、 尤も、「間接幇助」に関しては、刑法六一条二項のような「間接教唆」の規定はない。 事案は、金地金商会店員の「密輸出幇助事件」で、同店員は 直接幇助犯の依頼により、「金地金」 したがって、 間接幇助は、 昭和 直

ところなのである。

かったときは、「幇助の未遂 には、その点についての配慮は可能であろうが、今は問題でない。「あの人の幇助だけはできない」として幇助に出な において変わりがないからであるという。正犯が誰であるかを知ることにより、幇助行為に「強弱」の差が生じた際 セサルヘカラス」と判示して上告を斥けた。正犯が誰であるかを確知すると否とは、正犯の実行を容易ならしめる点(®) 大審院は、「間接ニ正犯ヲ幇助スル場合幇助者ニ於テ正犯カ何人ニ依リ実行セラルルカヲ確知スルノ要ナキモノト解 表象された不法な正犯」への関与としての「正犯なき共犯」は、わが国でもドイツでも、すでに判例の肯定してきた |貫目余りを売渡したというものであるが、同店員は密輸出の正犯が「誰であるか」 は知らなかったというのである。 (無罪)」を考えるべきである。この限り、「間接教唆」と同様の論理を採るべきである。

 $\widehat{2}$  $\widehat{\mathbb{1}}$ K. Binding, Die Normen und ihre Ubertretung, Bd. III, 1918, S. 214, 214 Anm. 9. 内田・概要中巻五二一頁以下。 なお、 後注

18

なお、内田・概要中巻五八三頁、五八七頁注

- 3
- 内田・概要中巻五八一頁以下。
- 4 大判大正一一年三月一日刑集一巻九九頁。なお、後注 10
- 5 内田·概要中卷五一二頁以下、五一六頁注(7)。

異様な様相の刀剣購入者に唯々諾々と出刃庖丁を売り渡す行為などを挙示したい。

6

- 最決昭和四四年七月一七日刑集二三卷八号一〇六一頁。
- すでに同旨判例として、大判昭和一〇年二月一三日刑集一四巻八三頁(後注(17))、大判昭和一一年一一月一二日刑集 几
- (๑) BHG. Str. 6, 1954, S. 359ff., 362
- 〔10〕そもそも、「殺人の間接教唆」という「不法共働」は、一般的なものではない。「被害者」は変更されなかったが、「実行行為者」

者」も「実行行為者」も、「誰でもよい」のである。 は変更したのである。「被害者」迄もが別人であるときは、最早「間接教唆」の問題は生じない。「ゲメッツェル」のときは、「被害

かなり一般的となる。 これに対して、「公文書偽造教唆」では、当初から「複数公務員」の手を煩わすのが予想されていることもあって、 「間接教唆

のである。 四名の市会議員を脅迫した事件 (前注(4))の「再間接教唆」は、 「被害者」の特定が破れない限り、 関与者は 一誰でもよかった」

- (コ) H. D. Schwind, Grundfälle der "Kettenteilnahme", MDR. 1969, S. 13ff
- (12) 前注 (10)。

E. Beling, L. v. V. S. 447ff.

13 因果の連鎖」が切断された以上、「共犯従属性説(論)」では、「共犯の未遂」であり、「不可罰」となる。

- 300ff., 306) である。
- ´エ4〉E. Beling, L. v. V. S. 448. これを明言した判例もある。一八九二年一一月一七日の帝国裁判所第三刑事判決 (RG. Str. 23, 1893, S.
- 、15)特に、第三刑事部判決は、「正犯を知らない教唆犯」の肯定を明言する。BGH. Str. 6, S. 360, 362
- 、16)Aが、取り敢えず、Cを殺害し、次にはFを殺害しようとして、Dにその旨を伝えたところ、立ち聞きをしていたBがFをCと誤 てもよい(前注(3))。Aが「組長」、Dが「若頭」、Bが「組員」で、C・Fが対立暴力団の「組員」であったような関係が想定さ 認してこれを殺してしまったというような場合である。Bが、「ローゼ・ロザール事件」のローゼとなったような場合であるといっ
- 〔17〕大判昭和一〇年二月一三日刑集一四巻八三頁以下、八八頁以下、九〇頁以下。
- 〔8〕弁護人は、被告人において、「正犯」が「なに人」たるかを特定することなしに、したがって、「みずからが幇助犯」たりうるかも である。しかし、その主張が否定されたことになる。わが国の判例も、すでに「正犯なき共犯」を認めていたのである。 ありえないとして上告したのに応えたのである(刑集一四巻九○頁以下)。弁護人は、「正犯なき共犯はない」という通説に従ったの 知れないとの「危惧」をもっていたに過ぎないのであるから、「正犯」を特定しないままの「幇助犯」を認めたことになり、

時傷害の特例

(刑法二〇七条)」である。

## 四 同時殺傷の特例

殺関与」も、わが刑法上は「正犯なき共犯」であるが、「自傷関与」の可罰性の確認は、新たな立法を必要とする。 ぎなかったという形態である。「連鎖的教唆」・「連鎖的幇助」も、連鎖の「鎖」を開始させた共働者の胸中にある かし、これは前稿で論じた。 犯像」が実現する限り、「間接教唆」・「間接幇助」が「正犯なき共犯」として、現実の「共働形態」となる。尤も、 かったために、「教唆犯」ないしは「幇助犯」たるに止どまり、 以上の「不法共働」は、 同一不法共働において、「正犯」たりうべき共働者が、正犯としての「力」を示しえな 他の共働者もまた「教唆犯」ないしは「幇助犯」 」に過 正 自

しかし、現行法は、これら以外にも、「正犯なき共犯」の「変形」の必要性を規定している。その最たるものが、「同 自傷関与」以外は、現行法の規定の枠内にある「正犯なき共犯」である。

この場合の「正犯なき傷害の共犯」を均しく「傷害の共同正犯」とする趣旨に出たものと考えるべきである。その論 の「正犯」なのかが判明しないままに誰かが傷害を負うことが多い。形態上は、「正犯なき傷害の共犯」である。 刑法二〇七条の意義については、争いもあるが、多数人が入り交じって殴り合いが行われた際には、 誰が傷害

犯」とする規定である。これは、二〇八条の「暴行罪」は二〇四条の「傷害罪」を「絶対的結果的加重犯」とするこ │○七条は、「暴行」の「同時犯」を「共同正犯」とし、かつ、「傷害」の発生を俟って、全員を したがって、「同時暴行罪」は人の受傷によって、「同時傷害罪」たりうること、しかも、二〇四条の共犯は、「同 「傷害罪の共同正

理は、「真正の共同正犯」と同じである。

られることなどから演繹される。 時暴行の外部」にあって、 暴行罪 ・傷害罪の教唆・幇助に出る場合(たとえば、 刑法二〇六条の 「現場助勢罪」) に限

共犯ではないが、すでにリオンも援用していた、一八八四年一月三日の帝国裁判所第一刑事部判決の「生活上の共犯」 刑法上の負責(eine strafrechtliche Haftung für fremde Tat kraft eigener Schuld)」である。それは、 態(Vorgang)」に従属することの確認規定に他ならないというのである。それは、「自己の責任による他人所為への 謀」・「共同正犯」との比較により、当時の二二七条一項・二項の正統性を確認した。「同時殺傷の特例」は、「殴り合 三一条の前身である当時の二二七条二項について、「同時犯を共同共犯とする規定」であるとみていたことである。 科することを宣言している。「同時殺傷の特例」であるが、論理構造は、わが二〇七条と異ならない。フランクは、二 の際に生じた「殺傷」については、原則として「殴り合い参加者全員」に三年以下の「自由刑」または が内包する「殺傷の危険」が現実化したことを直視したもので、「個々人の行為」ではなくして「一連の危険な事 方、ドイツでは、わが二〇八条のように「暴行罪」を直接処罰する規定をもたないが、二三一条は、「殴り合い」 クリーグスマンも、「同時殺傷の特例」について、一五三二年のカロリナ刑法典一四八条以来の諸規定と「共 刑法の規定上の 「罰金刑」を

犯」たるに止どまる。また、 いを教唆しただけの者は「傷害罪の教唆犯」たりうるに止どまり、現場で気勢を揚げただけの者は二〇六条の「助勢 の者には二〇七条は適用されない。暴行罪の責任を負うだけである。 このような視座においては、わが二○七条は、「同時傷害」の渦中にあっても、殴り合いには参加せず、単に殴り合 渦中の人に傷害を与えた参加者が判明したときは、その者だけが傷害罪の正犯となり、

なのである。合理的な範囲内で、他人の行為の責任を負うことを拒否する必要はないからである。

二〇七条は、「殴り合い」の際に生じ易い「傷害」につき、その「正犯」が不詳のことも多い事実に鑑みて、 暴行参

ザウアーの「自然的共犯」もこれを肯定する。

加者全員が傷害罪の正犯たりうることを認めたもので、「傷害罪の共同正犯」の「補充規定」である。 三一条は、「殴り合い」の際の「殺人」に迄このことを拡大したことになる。したがって、「殴り合い」の最初から最 確認できないこと故の「補充的規定」である。それ程迄に「身体の安全」は保護に値するわけである。ドイツ刑法二(9) 後迄「殴り合い」に参加する必要はないし、場所を変えての「殴り合い」参加でもよいが、「正犯不詳の傷害」が発生 正犯が

己責任」である。それは、現行刑法に規定された「共犯」とはいえないにしても、リオンの「生活上の共犯」である。 したとき、その「時点」での殴り合い参加者は均しく共同正犯の責任を負うべきなのである。⑴ 「みずからの責任における他人所為への負責」を肯定することは可能である。クリーグスマンの「殴り合いにおける自 刑法は、「他人所為(fremde Tat)」への責任を負わせてはならない。ベーリングが指摘した通りである。

る。 このような考量は、 わが刑法も、「同時殺傷の特例」を立法する必要があるのではないかという疑問に直面 す

者全員を「殺人罪の共同正犯」とする立法は不要であるということも可能である。わたくしも、こう考えてきた。 殺人」では、「殺人者」と単なる「殴り合い参加者」とでは歴然とした差異を示すことが多いであろうから、敢て参加 直ちに、「同時傷害」ならばともかく、「同時殺人」迄に拡張するのは妥当でないという否定論が予想される。「同時

は毅然として立ち向うべきであろう。わが刑法も、カロリナ刑法典以来の伝統に学んで、「同時殺人の特例」を真剣に ない。一方で戦争を否定しながら、他方で暴力に寛大なのは正当でない。 ること」は「殺人の一歩手前」であり、数回の殴打は「殺人」たりうる。「暴力の否定」なくしては「戦争の否定」も(皆) だがしかし、ピストル携帯者は「殺人者」で素手の参加者は「殺人者」ではないと決め付けるのは妥当でない。「殴 人類不滅の要請に応えるためにも、暴力に

に」決せられる。両者共に殺人未遂である。

模索する必要がある。そして、すでに言及したところであるが、「暴行罪」や「自由侵害罪」は「財産罪」に比較して(6) 刑が軽過ぎることをも改めて強調しなければならない。

のか判然としない。Aが頭部を粉砕しなくても、 命中し、Bの弾丸はCの胸部を射抜いたとしよう。Cは即死したが、Aが「殺した」といえるのか、Bが「殺した」 の「致命傷」は、それぞれの「既遂」を否定せざるをえないのである(択一的競合)。 のである。たとえば、A・B・Cが、それぞれ独立して撃ち合いを始めたところ、たまたま、Aの弾丸はCの頭部に きには、「その行為はその結果の条件である」とする「条件説」が破綻することを回避するために、有効な機能を営む 「因果関係の発見公式」として、「その行為がなかったならば、その結果もまたなかったであろう」といえると 「同時殺傷の特例」には、さらに、「因果関係論」においても、 Bが胸部を射抜かなくても、Cは即死したに違いないが、それぞれ 極めて重要な意味があることを看過してはなら

見」することは不可能である。これに対して、設例で、Cが「マネキン人形」であったならば、AもBも「器物損 限り、「因果関係」が肯定されるべきだと主張した。右の設例では、AもBも、Cの「死亡」の条件なのである。 定したことに疑問はないが、「相当因果関係\_ れぞれ別個に致死量の半分ずつの毒薬を盛ってCを毒殺したような場合(重畳的競合)は、それぞれが「条件」を設 そこで、エンギッシュは、条件説の因果関係の「発見公式」に問題があるとし、「自然科学的合法則性」が存在する(<sup>(2)</sup> (刑法二六一条)」の「既遂」である。頭部損壊と胸部損壊とは「個別化」できるからである。また、AとBが、 すべての現象は無限に連続する「つながり」の中に置かれている。その中から「原因と結果」のつながりを 一発だけがCに命中したが、 Aの弾丸かBの弾丸かは特定不可能であったときは、「疑わしきは被告人の利益 一に疑問が生じる。 A・Bが、 同じ型のピストルで、 同じ弾 痕の弾丸を発

言も、このことを肯定させるのである。

同正犯」なのである。

畳的競合)であろうと、そしてまた、「実行者不明」であろうとを問わず、「一心同体」となった以上は、各自が 几 る規定であると考えた。共同正犯は、「全部実行の全部責任」(択一的競合)であろうと、「一部実行の全部責任」(重 さきにも紹介したように、フランクは、旧ドイツ刑法二二七条(現行二三一条)は「同時犯」を「共同正犯」 実は、このような場合をも想定した立法がなかったわけではない。一八一三年のバイエルン刑法典一五三条・一五 五五条や一八四〇年のブラウンシュヴァイク刑法典一五三条・一六三条が、ここでは特に重要である 一共

条以下の「殴り合い殺人」にみられる諸規定を経て、さきにも援用した一八一三年バイエルン刑法典一五三条(※) 合」の場合に、 認識したからに他ならないと思われる。一八四〇年ブラウンシュバイク刑法典一五三条の「注釈」からも明白である。 よる「殺人」の場合の「因果関係の確認」については、「同時犯」を「共同正犯」とする規定を設けることの重要さを 四条・一五五条、一八四〇年ブラウンシュバイク刑法典一五三条・一六三条に至る「択一的競合」・「重畳的競合」に -他人所為に対する自主責任負責」に任じなければならない程に「重大な危険」を内含している。クリーグスマンの定 既遂」を認めうる。 因果関係の存否は、特に「人の殺傷」、「物の損壊」の場合に重要である。ところが、「同時殺傷」では、「択一的競 一五三二年のカロリナ刑法典一四八条、一七九四年のプロイセン普通ラント法第二部第二〇章第一一節八三〇(②) 殊更に困難が生じる。しかし、「同時殺傷」を「殺傷罪の共同正犯」とすることにより、共働者全員に 共同正犯は「共働因果関係」を肯定させるからである。しかも、「同時殺傷」は、参加者各人が - 五五

ば」という問題を発するべきであるとするのも、結局は妥当であったということになる。条件説の「特例」である。 したがってまた、トレーガー以来の「修正条件説」が「択一的競合」の場合は、「A・B二人の行為がなかったなら

年の帝国裁判所第 七 「同時殺傷の特例」は「生活上の共犯」である。最近でも、ツォップが、これを確認している。そして一八八四(88) 一刑事部判決は、その刑罰は「嫌疑刑」ではなくして、「予防刑」であるとみていたことを看過して

済

- (1) 内田·神奈川大学法学部五〇周年記念四二六頁以下、四七三頁以下。
- 2 内田‧刑法各論〔第三版〕二四頁以下、三四頁以下、三五頁注(5)(7)、三七頁以下。
- 学部五〇周年記念四七六頁以下。 三年バイエルン刑法典一五三条・一五四条と一八四〇年ブラウンシュバイク刑法典一五三条・一六三条である。内田・神奈川大学法 特に八四四条以下に、「同時殺傷罪」を「兇器」携帯の有無や首謀者・実行者の別などに応じて刑罰に重軽の差を設ける立法態度を る。「死の危険」の低い「殴り合い」から、「死」が生じた場合(いわゆる重畳的競合)について、その処理を考慮したのが、一八一 示したが、これが殺傷罪の基本形態であったといってよかろう(なお、後出、六注(1))。「殺意」の有無より「危険」の高低であ 一七九四年のプロイセン普通ラント法第二部第二〇章第一一節 「身体傷害の罪」 は、傷害罪・殺人罪を一括規定し、八三〇条以下、

「憾みがあるが、「危険の高低」への配慮が窺われないとは思われない。 現行二三一条二項は、「殺傷に関わりをもたない参加者」には一項の適用はないと規定する。「関わりをもたない者」とは明確でな

- (4) R. v. Frank, Das Strafgesetzbuch, 1897, S. 263ff
- . Φ) H. Kriegsmann, Mittäterschaft und Raufhandel seit Feuerbach, Str. Abh. 80, 1907, S. 1ff., 84ff., 106ff., 158ff., 181ff., 196ff., 227f
- (6) H. Kriegsmann, Str. Abh. 80, S. 182f. それは、「他人所為への負責」ではない。一種の「引受の責任」である。「真正の共同正犯」と
- (7)クリーグスマン(H. Kriegsmann, Str. Abh. 80, S. 183 Anm. l)も、一八八四年一月三日の帝国裁判所第 1884, S. 380)に示された、リオン(前出、二注(3))の「生活上の共犯」を援用した。 一刑事部判決
- (8)「真正の共同正犯」(前出、三・三注(1)(2))にせよ、「部分的共同正犯」 活の要請」を受容して、「実行行為性」を「補充」させる機能を営む。「同時殺傷の特例」も、このことを「殺傷の同時犯」に迄拡張 |(内田・概要中巻四九一頁以下)にせよ、いずれも「生

- H. Kriegsmann, Str. Abh. 80, S. 227f
- を認めた。当然である。 福岡高判昭和四九年五月三日刑裁月報六巻五号五六一頁は、「場所」を変えて「殴り合い」を続けた「共働者」に二〇七条の適用
- S. 212ff., 237ff. さらに、前注 (3)。「喧嘩闘争」と「正当防衛」の問題 なお、「殴り合い参加者」でも、想定外の「急迫不正の侵害」に対しては、「正当防衛」が可能である。H. Kriegsmann, Str. Abh. 80 (内田・概要中巻九九頁以下)が想起される。
- E. Beling, L. v. V. S. 235
- 前出、二注(3)。
- 前出、二注 (13)。
- 内田‧刑法各論〔第三版〕三五頁注(7)。
- (15) 内田・神奈川大学法学部五○周年記念四七八頁。「殴り合い」の現場にいた者にとって、「人の死傷」が生じることは「予定された 危険」であるといってよい。
- (18) K. Engisch, Die Kausalität als Merkmal der strafrechtlichen Tatbestände, 1931, S. 13ff., 21, 25f. これにつき、内田・概要上巻三四○ 頁以下。 普通ラント法八四四条以下の「同時殺傷の特例」は、「殴り合い殺傷」に関する限り、「通例」であるといえるであろう。 内田・刑法各論〔第三版〕三七頁以下、二三一頁以下。「幇助減軽」は正義の要請であるが、「暴行軽罰」は不正義の残滓である。

前注(3)。

- 内田·神奈川大学法学部五〇周年記念四七六頁以下。
- (전) H. Kriegsmann, Str. Abh. 80, S. 100ff., 106ff
- 22 前注 (3)。
- 23 H. Kriegsmann, Str. Abh. 80, S. 119ff
- 24 Das Criminal = Gesetz = Buch für das Herzogthum Braunschweig, 1840, Motive, S. 274ff., 281
- 内田・概要上巻二〇一頁以下、二〇六頁以下、三四九頁注 (12)。
- L. v. Traeger, Der Kausalbegriff im Straf- und Zivilrecht, 1904, S. 45ff

151

(S) J. Zopfs, Täterschaft und Teilnahme bei der Beteiligung an einer Schlägerei (§ 231 StGB), Puppe-Festschrift, 2011, S. 1323ff., 1323

%) RG. Str. 9, S. 380

# 緊急救助義務違反(ドイツ刑法三二三条c)

五

二条は、八四四条以下よりも基本理念(六九一条)に近かったのである。 時殺傷の特例」は、八四四条以下に規定されていたことも重大な意義をもっていることを看過してはならない。七八 の後に置かれたのであった。緊急救助義務違反罪は、殺傷罪の理念実現の具体化の一つだったのである。そして、「同 実に生命を失ったときには、一四日間の軽懲役に処す」と規定した。殺人罪(八〇六条)、謀殺罪(八二六条)は、こ の重大な危険がない限り、強奪者・殺人者から人を守り、風水害等から生命の危険を救護しなければならず、人が現 を生じさせるような「作為」・「不作為」に出ることがないよう「振舞わなければならない」と規定し、以下、「銃器」・ 章第一一節「身体傷害の罪」は、殺傷罪の基本理念(六九一条)として、「なに人」も、「他人の生命・身体」に危険 「火薬・毒薬」等の取扱いなどを規制した他、七八二条に、「死の危険からの救護」として、「なに人」も、「みずから ドイツでは、「緊急救助義務違反罪」の歴史は古い。すでに、一七九四年プロイセン普通ラント法第二部第二〇

なったが、一九三五年改正の三三○条∊が、「健全な民族感情」による「義務付け」の文言を挿入したこともあって、 健全な民族感情」という文言はないが、今なお、同条に対する批判も強い。 ゚ナチス・ドイツの高揚」 であるという批判を受けたことは周知の通りである。 | 九八○年改正の現行三二三条cには 現行三二三条cは、一八七一年の帝国刑法典三六〇条一項一〇号、一九三五年改正の三三〇条cを経て現行規定と

る。

る。

内容から明白である。これを現行法が受け継いだのである。このことを明確にしたのが、著名な一九五四年の刑事連 しかし、三二三条cは、「健全な人間理性」の産物である。 右に紹介した普通ラント法第七八二条の位置付け、

医師に連絡・依頼するなどの「緊急救助義務」履行に出なかった故をもって、当時の□□○条c違反を認めたのであ 一九五四年三月一○日の連邦裁判所刑事連合部決定は、破局寸前の夫婦関係の中、(③) 妻の自殺を発見した夫が、

この連合部決定については前稿でも検討を加えたところであるが、二つの点で画期的な意義を看取することができ

し、 ことになる。「非理性的自己否定」としての「自傷」は「公序良俗」に反する。ロクシンも、「社会的に有害な行為」 その「共犯」とされるべきである。オットー、ケーラーの見解である。連合部決定は、このような理解をも支持する(6) は「公序良俗」に反するということを認めている。ロクシンにとっても、意思は万能ではないことになる。 詑びの印に手の小指を切断しようとする者の依頼で、「指詰め」を行った者は、「傷害罪」の責任を負い、依頼者は、 俗」に反する リストも指摘していたが、「生命」と引き替えに守るべき「大義名分」は「極端な例外」とみる以外には考えられない からである。 「意思万能論」は、すでにドイツ刑法二一六条や二二八条によって否定されている。殺されることの切望も「善良の風 第一は、「自殺」を「人倫律」に反する「不法」と捉えた点である。勿論、「極端な例外」はありうるという。 それはいわゆる「自由死」・「自己責任自殺」ではない。「英雄的自殺」などを指称するものと考えるべきである。 いわゆる「自己責任自殺」とは、「意思万能論」の産物である。刑法はこれを拒否しなければならない。 「傷害の同意」も、殺人罪・傷害罪の違法性を阻却しないのである。仲間に対する義理を欠いたことの

したのである。

い。しかし、人倫違反であることは明白であろう。人倫と法は対立してはならない。連合部決定は、このことを確言い。しかし、人倫違反であることは明白であろう。人倫と法は対立してはならない。連合部決定は、このことを確言 法は「人倫律」程には完全でないだけであることを銘記しなければならない。「近親相姦」はわが国では処罰されな である。「不法は人倫違反」である。しかし、人倫違反は常に不法ではない。ヴェルツェルが指摘するところである。(① 部七八二条は、強奪者・謀殺者の行為によって「生命の危険」に陥った人は「救助されなければならない」と宣言した。 することができないのである。自殺は、連合部にとって、加害者と被害者の「同居」なのである。普通ラント法第二 も受容することになる。「緊急救助義務」は「ナチの高揚」ではなくして「人間相互の共助要請」即ち「人倫律」なの 被害者としての自殺者は、「自殺の危機」から「救助される」べきである。連合部決定は、ラント法七八二条の趣旨を 刑事連合部決定も、「意思万能論」を否定した。自殺者は、みずからの意思をもってしても、みずからの生命を処分

られてきたところであるが、連合部決定は、三三〇条cによって、すくなくとも「処罰」することが可能となったと いうのである。当然、ビルクマイヤー以来の通説は反対した。 放置しておくことの是非を巡っては、帝国裁判所の時代から議論を呼んできたところであり、諸種の「補充策」が採 (現行三二三条c)によって、自殺関与罪の不処罰は後退せざるをえないという立言である。自殺関与を不処罰のまま 刑事連合部決定の第二の重要な点は、「正犯なき共犯」としての「自殺関与罪」の確認である。刑法三三〇条c

る」とするものがある。ドイツの判例は、「自殺関与処罰」を求める方向にあるといって過言ではなかろう。一九五四 幸な事故」ではないというのである。しかし、絶望の果てに死を選ばざるをえなかったことを「不幸な事故」でない というのは「非人間的」である。連合部決定以後の判例中にも、「自殺関与は現行法上は不処罰に止どまるのみであ シュペンデルは、自殺を、三二三条cの適用範囲から除外した方がよいと主張した。みずから死を求めたのは、「不 止違反」と「命令違反」の相違である。刑法では、命令違反の処罰は「例外」なのである。

その七八二条に規定した「死の危険からの救助」に由来していたという事実も看過できないのである。 年三月一〇日の刑事連合部決定は、この方向への第一歩を踏み出した、画期的な判例であることを強調したい。しか し、実は、すでに一七九四年のプロイセン普通ラント法第二部第二○章第一一節の「傷害の罪(六九一条以下)」が、

の場」であるに止どまるという。一八世紀以来の長い「伝統」に背を向けた立論であるといわざるをえない。 ロクシンも、シュベンデルも、そしてまたボットケも「共犯従属性論の呪縛」に「安住」して、自殺関与不処罰を

ボットケは、連合部決定の「人倫律」について、それは「神への責任」に生きる因習的な人にとってのみの

墨守しようとするのである。

兀 「自殺関与処罰論」も長い伝統の産物なのである。 「緊急救助義務違反」は、「真正不作為犯」である。普通ラント法第二部七八二条も、「不救助」を想定していた。

しながら、これを放置すれば、ドイツ刑法三二三条cにより、処罰される。「緊急救助義務違反」という「命令違反」 人は「殺人」を行わなければ「殺人罪」の故に「処罰」されることはないのである。しかし、人は「自殺」を目前に 反することだけを罰するところに意味がある。「殺人の禁止」は「傷害の禁止」ではないし、「窃盗の禁止」でもない。(ミl) ナークラーによれば、「真正不作為犯」は、「純粋の不服従」である。「命令違反」そのものである。 さなければ何をやっても「殺人罪」では処罰されないが、助けなければ何をやっても「不救助罪」で処罰される。「禁 する限り、「なに人」も罰せられる。命令違反は、命令を「遵守しない限り」、何をやっても罰せられるのである。 が認められるからである。自殺を悲しもうと歓迎しようと、傍観しようと立ち去ろうと、三二三条cの「命令」に反 命令違反」は、「命令違反のすべて」を罰するところに意味がある。これに対して、「禁止違反」は、

たしかに、「拡張的正犯概念」の採用は、「命令違反」を根絶するためには最適である。「人命尊重の要請」にも合致

ならない。 らである。しかし、「命令受範者」を限定したり、「命令違反の程度」により、(ミシ 国民の「行動の自由」を大きく制約する命令違反の処罰を正当化するのは、「人の生命」がそれ程迄に価値をもつか しかも、 単なる「不作為」の不救助は「自殺遂行」に些少の「寄与」をもしない可能性があることも看過しては 処罰に差を設けることは充分可能であ

**五** このような視点で考えられる方策には三つがある。

る犯罪であるとみる。ロクシンは、「真正身分犯」を「義務犯」として捉え、「身分者の共働」は常に「正犯」たりう 苦痛再開を慮んばかって、 判例中にも、この方策を明言するものがある。一九八四年七月四日の連邦裁判所第三刑事部判決に代表される。 ると主張していたが、「真正不作為犯」でも全く同じ論理が採られるのである。 とみていたが、ロクシンも、「真正不作為犯」を、「作為犯との等置に相応しい義務違反」により、 夫の許に行きたいとの医師宛の遺書を残して毒殺自殺を図った動脈硬化に悩む老婦人を発見した医師が、意識回 からである。尤も、このような解決は、犯罪一般に通じる「責任阻却」の問題であって、三二三条cの問題ではない。 あったならば、 人医師の「良心的選択」を酌んで「無罪」を言渡したのである。わたくしも、第三刑事部裁判官の「決断」と被告人 第一は、三二三条cに関しても、「真正の期待可能性」が欠如するときは、「不可罰」とすることである。ドイツの 第二の方策は、三二三条cを、「義務犯」とみることである。 「良心的選択」に敬意を表したい。しかし、老婦人の「自殺」は「自由死」でないことは明白である。「自由 診察医に「適法行為の期待可能性」を議論する必要がないのである。「自由死」は「不法」でない筈だ 翌朝迄「死の床」に付き添って臨終を見届けたというものであるが、 ナークラーは、「真正不作為犯」を 第三刑事部は 常に「正犯」とす 「純粋の不服従」 復の

していないのである。 とすることができるかは、ロクシンの見解からは不明である。妻に収賄を依頼した公務員が、常に収賄罪の間接正犯 とされるべき根拠も、緊急救助義務不履行者が常に三二三条cの正犯とされるべき所以も、 はないであろう。急病人の近親者等に限られるべきである。何故、「緊急救助義務違反罪」が義務違反者をすべて正犯 は、特定され限定されざるをえない。たまたま路上で急病人を発見した人が「すべて不保護罪の正犯」とされること ロクシンは何ら明らかに

する。しかし、たとえば、「加重遺棄罪における不保護罪(刑法二一八条後段)」では、要保護者を「保護しない者」

やはり「正義」に反する。 きことを宣言したのである(一二条)。しかし、「幇助犯」の「減軽規定」は見当らないといわざるをえない。これは、 犯」との区別を否定したわけではないし、「正犯」も「共犯」も、それぞれ「みずからの責任」に応じて処罰されるべ 処罰する目的のためには、「すべての人に均しく同じ刑罰」をもって臨むことが好都合であろうといえるだけである。 そもそも、「真正不作為犯」では「拡張的正犯概念」が妥当すると考えること自体に問題がある。「命令不遵守」を 実は、一九七四年のオーストリー刑法一二条は、「拡張的正犯概念」を採ることを宣言した。しかし、「正犯」と「共

役」の区別は可能であるとする認識に出ることである。 ゆく方策が提案される。第三の方策である。「真正不作為犯」においても、命令違反の「重み」により「主役」と「脇 そこで、「限縮的正犯概念」を維持しながら、「命令違反」の「重み」に応じて、「正犯」と「共犯」の区別を考えて

うる「保障人」と「脇役」に過ぎない「保障人」の不作為は、それぞれの果たす不作為の「重み」によって「正犯 |非保障人||は、刑法六五条一項をもってしても「共犯」たりえないが、「保障人同志」の「共働」では、「主役」たり かなり以前に、「不真正不作為犯」においても、「正犯」と「共犯」の区別は必要であると主張した。

役」であるといわなければならない。 反する行動を取った。しかし、Aの義務違反は「不救助の主役」であり、 がなければ遅れてしまうと主張したので、救護措置に出なかったとしよう。両名共に、三二三条cの 連れ立って演奏会に出掛けたとしよう。途中でCが自殺を図ったのを目撃したAは、どうしようか迷ったが、Bが急 義務違反」と「共犯としての義務違反」とで相違するものがあると考えるのである。たとえば、医師Aと友人Bとが と「共犯」に区分けされなければならないという理解に出たのである。「真正不作為犯」においても同様に考えるべき である。「すべての人」に課される「救助義務」も、「不履行者」の義務違反のもつ意味の相違により、「正犯としての Bは「減軽」されるべきである。 BのそれはAの義務違反を「促進させた脇 「救護義務」に

それはやはり否定されるべきである。 殺関与」に三二三条cを代替させようとする。三二三条cのもつ刑法上の意味は重大である。しかし、さきの設例 ここでも拡張的正犯概念を妥当させようとするから、「幇助犯」の成立もないことになる。さらに、ロクシンは、「自 はないから、当然、幇助犯の成立は可能である。しかし、「減軽」については触れるところがない。一方、ロクシンは シュペンデルは、三二三条cでも、「幇助犯」は可能であるという。 拡張的正犯概念の主唱者が、オーストリー刑法一三条にも拘わらず、 シュペンデルも、 Bに対してもAと同じ刑罰を認めるならば、 拡張的正犯概念を採るわけで

前稿で指摘した通りである。今度は、「不真正不作為犯」の問題が登場する。 加えて、「緊急救助義務」を履行した者には 「被保護者」に対して「先行行為」に基づく「保障人的地位」が生じる。

Bは「減軽」されない。ロクシンへの疑問はますます強まる。

三二三条cの存在は、刑法にとって極めて深刻なのである。

六 九五四年の刑事連合部決定は、三二三条cによって、「自殺関与不処罰」の要請は「身を退く」ことを余儀な

(431)くされたという。「正犯なき共犯」は肯定されるということである。ここでも、ビルクマイヤー以来の「正犯なき共犯(38) 否定論」は脆かった。

統」が崩壊することを厭わない。連合部決定を承継する判例もある。 これに対して、シュペンデルは、ビルクマイヤー以来の伝統を守ろうとした。しかし、連合部は、そのような「伝

を認めるのではなくして、「自殺不阻止の幇助犯」であるから「構わない」というのは強弁である。「不救助」は「自 殺幇助」とは限らないが、「自殺幇助」は、連合部決定が喝破したように「緊急救助義務違反」たりうるからである。 る。「正犯なき共犯」を否定しながら、三二三条cの「幇助犯」はこれを肯定するというのも、「自殺幇助の幇助犯 最早いない。「ナチス否定」も、掛声だけである。そして、シュペンデルは、三二三条cの「幇助犯」はこれも肯定す 「自由死論の高揚」も唐突である。ブリンゲバートが強調するように、「自由死はフィクション」なのである。 方、シュペンデルも、連合部の「人倫律」尊重には必ずしも反対ではない。「人類の平和的共存」に反対する者は「翁)

さきにも触れたように、普通ラント法六九一条は、「殺傷罪」の基本理念の表白であった。しかし、近代市民社会の また、ロクシンが、「自殺関与」の代替に三二三条cを揚げるのも、承服できない。

ける必要がある。自殺関与は、本来、「作為」を想定していた筈なのである。 の謗りを免れないのである。三二三条cは、決して「自殺関与」の代用品ではない。別に、自殺関与の処罰規定を設 を看過して、三二三条cを刑法の片隅に追い遣り、自殺関与処罰の代用品とすることで安心立命することは本末転倒 の基本形式は「禁止違反」となり、「人命尊重命令」は、補充的な命令として残存するに止どまることとなった。これ 刑法としては、市民の自由尊重の必要上、殺傷の「禁止」に場を譲らざるをえなかったのである。その結果、殺傷罪

それにつけても、普通ラント法第二部第二○章第一一節「人の生命・身体の傷害」は、人命尊重の基本理念

(六九

共危険犯」とされたのは、「形式的な分類」によるものであることを看過してはならない。「傷害」は「殺人」の手前 条cは、当時とは異質な配置を受けていることを指摘せざるをえない。三二三条cは、「殺傷罪」の一種であって、「公 「謀殺(八二六条)」へと「悪質性の高まり」に応じた重い刑罰を科するという立法形式を採ったもので、現行三二三 に始まり、銃器・火薬・薬物等の取扱いから七八二条の「死の危険からの救護」を経て、「故殺(八○六条)」、

#### 注

- (1)普通ラント法六九一条は、一般的・基本的規定であり、「同時殺傷」は、「受諾殺人(八三四条)」や「嬰児殺人(八八七条以下)」、 「故殺(八〇六条以下)」、「謀殺(八二六条以下)」などと共に「具体的・個別的規定」であったことになる。
- (\approx) LK. 11 Aufl. 1997, § 323c Rdn. 10ff. (G. Spendel)
- (3)BGH.Str. 6, S. 147ff. この決定については、すでに、内田・神奈川大学法学部五○同年記念四四二五頁以下。さらに前出、三・一注
- (4) 前出、三·一注(15)。
- (5) LK, 11 Aufl. § 228 Rdn. 5ff. [H. J. Hirsch]
- 尤も、最近のヒルシュは、「自由意思」の尊重に傾き過ぎている(L. K. ll Aufl. § 228 Rdn. 11 [H. J. Hirsch])。内田・町野記念三八七
- (φ) H. Otto, Straflose Teilnahme?, Lange-Festschrift, 1976, S. 177ff., 212f.; M. Köhler, Freiheitliches Rechtsprinzip und Betäugungsmittelstrafrecht, ZStrW. 104, 1992, S. 2ff., 20ff., 26ff., 28ff
- (7) C. Roxin, Strafrecht, Allg. T. I. 4 Aufl. S. 558ff
- (∞) BGH. Str. 6, S. 153

法二〇二条もここに位置付けられる。前段では「実行者」は処罰されないが、「共働者」が処罰され、後段では、「実行者」が処罰さ "必要的共犯」の「対向犯」では、一方だけが処罰され、他方の処罰規定がない場合があるが (内田·概要中巻四二〇頁以下)、刑

に着目したものと思われる (内田・町野記念三六三頁注 (11))。 待可能性」に欠けるのが通常であろう。「死ぬしか仕方がない」からである。オットー(H. Otto, Lange-Festschrist, S. 212f.) は、ここ 生命」に対する加害を求めたという限りで、「殺人共働」に出たからである。尤も、「依頼者」も、「自殺者」と同様、「適法行為の期 れ、「依頼者」は処罰されない。しかし、「受託殺人」が「未遂」の場合、「依頼者」も処罰される可能性がある。「依頼者」も、「人の

八以下)。なお、内田・町野記念三六三頁。 は、人は「被害者」としては、そして「被害者である限り」は処罰されないだけである(内田・神奈川大学法学部五〇周年記念四六 しかし、「人倫律違反」・「不法」に関しては、連合部決定とオットーとで、その考え方に相違はないのである。「対向犯」において

- 、9)普通ラント法第二部第二○章六九一条と七八二条とは、「生命・身体という法益」不可侵性の「抽象的確認」と、その「具体的方 策」の例示に他ならないといえよう。なお、前注(1)、後注(17)。
- BGH. Str. 6, S. 151. シュペンデルも、これを認めている。LK. § 323c Rdn. 27ff. [G. Spendel]
- 11 H. Welzel, Schaffstein-Festschrift, S. 47f.
- 12 内田·神奈川法学四四巻二·三号二〇二頁以下、二一四頁。
- 14 13 内田・町野記念三七一頁以下。
- BGH. Str. 6, S. 148 ff.

「E) LK. 11 Aufl. § 323c Rdn. 36ff., 51ff. [G. Spendel] ボットケ(W. Bottke, Suizid, S. 292ff., 314)にも、 連合部は「自由死」という用語を用いてはいないのである。なお、後注 18 同様の理解がみられる。

- 内田·神奈川大学法学部五〇周年記念四八八頁以下。
- 前注 (9)。
- 18 W. Bottke, GA. 1982, S. 352ff
- 19 LK. 11 Aufl. § 323c Rdn. 19. [G. Spendel]
- 20 J. Nagler Die Problematik der Begehung durch Unterlassung, GS. 111, 1938, S. 17ff.
- 内田·概要上卷一九三頁以下、一九五頁、一九六頁注(3)。
- 「人倫律」は、「人の生命・身体」の滅失を「予防」することを求めるのである。
- BGH. Str, 32 1984, S. 367ff., 373ff., 380f.

これについては、内田・神奈川大学法学部五〇周年記念四八二頁。

- (24) 内田・神奈川大学法学部五○周年記念四八二頁以下。
- (25) C. Roxin, Strafrecht, Allg. T. II, S. 632ff., 671ff., 791ff (26) 前出、三・二注(4)(5)(6)(4)。
- (27) 前注 (16)、後注 (33)。
- (28)「幇助犯」を「減軽しない」ことに「拡張的正犯概念」を採用した実益があるといえようが、「正犯・共犯」の歴史を無視すること
- 内田文昭「不真正不作為犯における正犯と共犯」神奈川法学三四巻三号一頁以下、三〇頁以下、八四頁以下。
- 〈30〉三二三条cにおいても「正犯」と「共犯」の区別は可能であるとするシュペンデルも、この問題については明確でない。LK. 11 Aufl. § 323c Rdn. 177ff., 183. 後注 32
- 失」の関与者を除外する根拠は明確でなかった。なお、Foregger-Fabrizy, StGB. 11Aufl. 2013, S. 304ff た人」に課される義務を履行しなかった人に限定されると解されていたが (Foregger-Serèni, StGB. 5 Aufl. 1991, S. 59ff., 259ff.) 、「無過 オーストリー刑法九五条(緊急救助義務違反)は、「すべての人」に課される義務違反ではなくして、「過失により危難を生じさせ このような理解に立つならば、オーストリー刑法九五条は、同法一二条に調和しないことになる。
- (S) LK. 11 Aufl. § 323c Rdn 177ff., 182 (G. Spendel)
- 例のBは「減軽」されない。しかし、緊急救助義務違反罪の「脇役B」は減軽されるべきである。 C. Roxin, Strafrecht, Allg. T. II, S. 759ff., 774ff.「自殺関与」の 「代用品」とされたロクシンの「緊急救助義務違反罪」では、 本文設
- (34)検討は次の機会に譲りたい。
- (55) BGH. Str. 6, S. 154.
- 36 連合部決定の後継者たらんとする判例については、内田・神奈川大学法学部五〇周年記念四九三頁注
- (S) LK. 11 Aufl. § 323c Rdn. 27 [G. Spendel.
- (38)「幇助犯の幇助」という表現は不正確なのである。前出、三・四注(13)。
- 33) LK. 11 Aufl. § 323c Rdn, 54 [G. Spendel]
- 40) 前注 (25) (33)。

### 六 結論

問題であるといってもよい。いわゆる「違法連帯」即ち「不法共働」の問題である。 想であった。正犯と共犯とは、それぞれ「みずからの不法」を如何なる程度「重ね合わせる」必要があるのかという 犯不法」は、それぞれ如何なる程度において独立し、如何なる程度において「重なり合う」必要があるのかという発 本稿の底流をなすのは、「制限従属性論」を採った場合の「正犯と共犯」の関係であった。「正犯不法」と「共

とはいえないのが普通であろうから、「間接正犯」とするのも妥当でない。極端従属性論者は、「正犯なき幇助犯」を るから、 法」に関しては、「不法共働」であることは「重なり合っている」から、幇助者は「幇助犯」たりうるのであった。こ 関係が、最も単純明快で典型的な正犯・共犯関係である。 の限り、制限従属性論では「正犯なき共犯」は無用である。これに対して、極端従属性論は、「責任共働」迄をも求め この場合、正犯が、「責任無能力者」であったとしても、幇助者が責任無能力者でない限り、人を殺ろしたという「不 正犯が殺人罪を実行し、共犯が「その殺人」に関与したときは、両者は「同一不法共働」に出たことになる。この 幇助者も 「幇助犯」たりえない。さりとて、単なる「支援者」は、 責任無能力者を「道具」として利用した

実行行為者に「不法」はないが、仮託者・利用者には「不法」が肯定されるべきである。仮託者・利用者の「不法 さきに再三に亘って紹介した大正一〇年五月七日の大審院判決は、「同意堕胎罪 これに対して、実行行為者の「正当行為」に仮託・便乗したり、これを利用したりして、被害者を殺傷する場合は 実行行為者の「合法」にも拘わらず「不法」であり続けるのである。「混合的不法共働」を認めるべきである。 (刑法二一三条)」に失敗して妊婦

認めないわけにはゆかない。さもなければ、両者共に「無罪」であった。

としなければならない。しかし、その実を示していない場合は、夫は「教唆犯」であり妻は「幇助犯」である。この

したがって、残るのは、第一形態と第二形態である。夫が「間接正犯」の実を実現したときは、当然これを「正犯」

あるから、「業務上堕胎罪の教唆犯」たるに止どまるのである。「独立教唆犯」である。 肯定したことは正当である。 被告人は「間接正犯」ではなくして「業務上堕胎罪の教唆犯」であると考えるべきであろうが、「混合的不法共働」を 妊婦と共に難を免れたという事案につき、医師は「正当業務行為 て「合法共働」とされるし、また、被告人は、事案からして、到底医師を「道具」として利用したとはいえない筈で の生命・身体に危険を生じさせた被告人が、専門医の「緊急避難」としての「業務上堕胎 『間接正犯』であるという判断を示した。医師は、一般的な正当行為ではなくして「緊急避難」に出たのであり、 刑法三七条は、緊急時における三五条の「特別法」たりうるから、 (刑法三五条)」であるが、被告人は (刑法二一四条)」によって、 医師は三七条によっ

賄罪の幇助たりうる場合も考えられる。夫が「誤想避難」に陥っていたような場合である。 項の問題である。また、夫の背後からピストルを突きつけて収賄させた妻の場合は、妻は夫を「道具」とした「間接 なることは可能なのである。ただ、夫は、刑法三七条によって、「合法共働」となるから不可罰である。 いという見解が正当でないことは、すでに論及した。妻は「身分」を欠くから直接正犯たりえないが、「間接正犯」と である。妻が夫を「道具」に使ったような場合である。第四に、夫妻の「共同正犯」もあるが、これは刑法六五条 『間接正犯』と妻の「幇助犯」、第二に、夫の「教唆犯」と妻の「幇助犯」、第三に、妻の「間接正犯」と夫の「幇 犯」たりうるが、夫は 公務員の夫と非公務員の妻の「収賄共働」においては、すくなくとも四つの共働形式が考えられる。 二 このような発想は、「教唆犯と幇助犯」の併立及び「幇助犯と幇助犯」の併立の場合の底流でもあった。 「緊急避難」であろう。妻は「直接正犯」たりえないから 「間接正犯」となることもできな 妻だけが、収 第一に、

助犯8 となって「収賄」したような場合に限られるべきである。安易に六五条一項を適用することは許されないのである。 ことを率直に認めない考えが多過ぎる。また、第四の夫妻の「共同正犯」を認めるべき場合は、 「独立幇助犯」たりうる。しかし、明確な「正犯像」に指導されている。「連鎖的共犯」も、 は、「幇助犯と幇助犯」の併立にも妥当する。「わが社のための盗品故買」などに顕著である。「実行する幇 夫婦が「一心同体 現実の正犯で

はなくして「表象された正犯」への「不法共働」である。

を立法したのが、 しかし、諸種の「不法共働」がありうる。「自殺関与」が、その頂点にある。「正犯」はないのに「共犯」があること んだ」以上、「未遂」と「既遂」を区別する必要はないし、「共犯」と「正犯」を区別する必要もないのである。 れている。特に、殺人罪は「択一的競合」を拒否し「殴り合い殺人参加者」はすべて殺人罪の正犯とされる。「人が死 Ξ さらに、生命・身体という「一身的法益」の「不可処分性」・「不可分割性」に鑑みて、 勿論、 何といっても、殺人の正犯とその共犯という「不法共働」が、殺人罪の正犯と共犯の「常態」である。 わが刑法二〇二条前段なのである。「独立共犯罪」ではあるが「例外規定」ではない 「同時殺傷の特例」 が設けら

ことを強調したい。そして、「自殺幇助」の「減軽規定」を設ける必要がある。 不法に従属」しなければならない。「自殺関与」の処罰は、自殺の「不法」を前提とすることなくしては不可能である 不法」を減軽しなければならない程に「軽微」なのである。「責任そのもの その場合にあっても、 成要件外」とされているだけである。さきにも触れたが、一九六二年一〇月一九日の連邦裁判所第三刑事部判決 <sup>(28)</sup> '実行した殺人幇助犯」を認めている。「正犯なき共犯はない」という標語はこれを過去のものとしなければならない。 九五四年三月一〇日のドイツ連邦裁判所刑事連合部決定が喝破したように、「自殺」も「不法」なのである。 幇助犯の刑は「正犯の刑を減軽」しなければならないのは当然である。「幇助不法」は、 (Schuld per se)」は存在しない。 「正犯

を想起する必要があるように思われる。旧刑法三二一条は「加重規定」である。 さらに、旧刑法三二一条が、「自己ノ利ヲ図リ人ヲ教唆シテ自殺セシメタル者ハ重懲役ニ処ス」と規定していたこと

る。しかし、それは「責任」が重いからではない。すでに「不法」がより重いからなのである。 そもそも、故意犯は過失犯よりも重罰に値し、常習犯は非常習犯よりも重罰に値するというのも、

刑法の常識であ

「正犯なき共犯」の諸形態は、すべて「自殺関与罪」の可罰性の論理をモデルとするのである。

四全体を総括しよう。

与も、 きないような状態では、他の一人には自殺を奨めて実行させた者は、わが刑法三七条によって許される。「拱手傍観 二条の構成要件に該当しても、違法阻却され、或いは責任阻却されることがある。溺れた二人のうち一人しか救助で 自殺は、構成要件外ではあるが、人倫律を超えるような超越的な場合以外は「不法」である。したがって、自殺関 同様に「不法」である。わが刑法二〇二条前段は、このことを規定したのである。しかし、 自殺関与は、二〇

「最少(小)被害」の要請にも応えなければならないのである。また、「慈悲の自殺幇助」は、「責任阻却」されうる。(生) 自殺者への「共鳴」は、「適法行為の期待可能性」を否定することがあるからに他ならない。共犯は、「共犯行為」と

して二人を溺死させることは、「緊急救助義務違反」としてドイツ刑法三二三条 cにより処罰される。「緊急避難」は

して違法・有責であらねばならないのである。(5)

このような考量は、他の「正犯なき共犯」の成立にも均しく妥当しなければならない。

上げた。「直接自傷」は構成要件外であるが、「間接自傷」は「傷害罪の共犯」たりうることを看過してはならない。(『) も当然「不法」なのである。身体の安全も、「意思の自由」によって害されてはならない。前稿では、やや詳細に取り 自傷も構成要件外であるが、「指詰の勧奨」などは「傷害罪」の教唆犯たりうる。自傷も「不法」であり、自傷関与

「受託殺人罪(刑法二〇二条後段)」と同じ構造となる。

る必要がないという論理の「極限」である。 法」と「不法」が「混在」する。「連帯」ではなくして「混在」なのである。「正犯不法」と「共犯不法」は同一であ 堕胎罪の教唆犯であった。専門医は、「合法共働」であるが、無免許医は「不法共働」なのであった。そこでは、「合 同意堕胎に失敗して、専門医の緊急避難によって「事無き」をえた無免許医は、「混合的不法共働」の故に、

る。 夫の「収賄教唆犯」と妻の「収賄幇助犯」との併立を認めるべきであった。「正犯なき共犯」の典型の一つである。 の問題は生じないが、夫が、「間接正犯」たりえないような場合には、また別の問題が生じる。すでに確認したように 公務員の夫と非公務員の妻との「収賄共働」は、両者共に「不法共働」であるから、「適法行為を利用する違法行為」 無免許医が、専門医にピストルを突き付けて強制したり、妻が夫を操縦したような場合は、「間接正犯」とな

かくして、「共犯従属性論の呪縛」からの脱却が行われる。

要がないのである。 なり合い」をもつ限り、 の違法性・有責性を具備するときは「共犯」となる。「制限従属性論」の下では、「正犯不法」と「共犯不法」とが「重 構成要件実現行為を「実行した者」は、違法性・有責性を具備する限り「正犯」である。「共働者」も、共犯として 正犯・共犯関係が成立する。しかし、「正犯責任」と「共犯責任」は「重なり合い」をもつ必

これに対して、「共犯責任」を具備する者が確認できない場合は、「正犯責任」を具備する者の確認で足りる。正犯 郊」の併立は、このような場合に肯定される。「連鎖的共犯」においても、このような関係がみられることがある。 したがって、「正犯責任」を具備する者が確認できない場合は、「共働者全員」が「共犯」となる。「幇助犯」と「幇

にとって、「片面的共犯」は不要なのである。(<sup>22</sup>)

の正犯像」なのである。みずからが収賄の「主役」かどうかはともかく、妻との共働で行う「収賄像」は確実に存在 でも、夫はすくなくとも「収賄教唆犯」となる。夫の胸中に去来するのは、単なる「餞別受領」ではなくして、「収賄 像」なしには成立しえないことになる。公務員が、精神病の妻に「金員収受」を依頼したような場合、 しかし、共犯にとっては、指導形象としての「正犯像」の存在は不可欠である。「正犯なき共犯」も、不法な「正犯 妻は「無罪

するのである。夫は妻の「不法」に些かの疑念も抱かない筈である。

は、その必要はないと考えられたことになる。(※) 能であることを銘記しなければならない。「近親相姦関与」だけを処罰することは論理的に可能であるが、わが国で 親相姦」も、 倫」は「法」ではないのである。「自殺」は、「人倫違反」の「不法」ではあるが、現行法上は「違法」ではない。 なお、「人倫律違反」の「不法」がすべて立法されているわけではないことを最後に一言しておきたい。やはり「人 わが国では「構成要件外」である。しかし、「自殺関与」は、「自殺の不法像」に指導されるから処罰可

検討されることになるであろう。大掛りな「集団殺人祈禱」などを考えることができる。 超現実的な「殺人祈禱」も、「一笑に付する」ことができないようなときは、改めて、「殺人未遂像」との関わりが

したときが「間接正犯」であり、「利用」・「便乗」したに過ぎないときは「共犯」に止どまると考えればよいだけだか のは、「正犯なき共犯」の肯定によって払拭されるであろうことを付言しておきたい。「利用者」が「支配力」を発揮(巻) また、「適法行為を利用する違法行為」は「間接正犯」なのか「共犯」なのか明らかでないかに窺われることがある

かくして「観念的不法像へのみずからの不法共働」が独立して「共犯」となる。そして、一八四〇年ブラウン

シュバ

前提となっていたことを看過してはならない。

実は、すでに一九三〇年代初頭にも本稿の先鞭を付けるような論策がなかったわけではない。 ィク刑法典一四八条やわが刑法二〇二条前段の「正犯なき共犯」がその典型となる。正犯の処罰規定は不要で<sup>(3)</sup> リストやゲルラント(28)

処罰」にはやや消極的ではあったものの、「自殺教唆処罰」にはかなり積極的だったのである。「自殺幇助軽(ヨ) けていたドイツ刑法の狭間にあって、人は個人であると同時に社会構成員の一員でもあるという見地から、「自殺幇助 げる本稿とは共通の基盤に立っていたのである。「自殺教唆」も「自殺幇助」も処罰される当時のオーストリー 警罪」相当の「軽犯罪」たる「自殺関与処罰」に出ていたオーストリー刑法(三三五条)と、「自殺関与不処罰」 の主張はさきにも紹介したが、ここでは、ケペルニックの見解に触れておこう。 ケペルニックは、「拡張的正犯論」と、「極端従属性」か 「制限従属性」かの対立が入り交じっていた当時から、 罰 - 刑法が を掲

一違

死論」が大勢を占めたのである。これを否定したのが、一九五四年の刑事連合部決定である。 しかし、 当時の学説は冷淡ではあったといわなければならない。むしろクレーの「意思万能論」 に賛同した 自由

なければなるまい。歴史は「継続」するし、「繰り返し」もする。このことを確認して本稿を閉じることにしたい。(※) |幇助軽罰||を守ってきたのである。わが刑法二〇二条前段も「教唆犯」と「幇助犯」の刑罰に高低の差を「規定」し 刑事連合部決定も、「自殺幇助軽罰」の言及はない。 しかし一七九四年のプロイセン普通ラント法以来 刑法は、

注

1 自殺は「不法」ではあるが、「構成要件」には該当しない。 したがって「違法」とはいえない。自殺関与も、「不法」ではあるが、 12

内田·町野記念三七〇頁注

44

共働」である。それ故に、教唆犯には正犯不法の刑が科され、幇助犯には正犯不法の刑が減軽されるのである。前出、二注(3)。 働」である。形式的犯罪概念の「違法性」には欠けるが、「法益侵害」としての「人殺しの不法共働」であることは明白なのである。 |違法連帯||には親しまない。「自殺そのもの」が、形式的犯罪概念の「違法性」に欠けるからである。 本稿は、このような認識から、「違法連帯」という用語を用いない。教唆犯と幇助犯の「不法共働」も、「違法連帯」のない「不法 なお、従来の「違法連帯」については、内田・概要中巻五四二頁以下。 しかし、自殺関与は「不法共

- (2)「責任共働」とは、正しくは「実質的犯罪概念」の「犯罪共働」である。正犯を「堕落と罪業」 わゆる責任共犯論」とは全く異なる。内田・概要中巻四三七頁以下、四四○頁注 1100 に導くのが共犯であるという「い
- (3) 内田・概要中巻四五二頁以下。
- (4) 前出、二注(6)(8)(15)。
- 5 刑法六五条一項の問題性については、内田・概要中巻五四〇頁以下。さらに、後注(7)。
- (6)内田·神法四四巻二·三号一五〇頁、一七五頁以下、二一一頁以下。

(6a) 内田・概要中巻三一六頁以下、三二〇頁。なお、前出、二注 (23)。

(7)公務員と非公務員の「収賄共働」を一律に共同正犯としてはならない。「互に手となり足となる」程の共働が必要である。判例に もって「収賄の現場」に立ち合っていた場合などに限られるべきである。単に業者を誘惑して多額の収賄を得たというのでは、やは 条の三第三項)」をも考えるべき場合もあろう。 り「幇助犯」である。「実行した収賄幇助犯」(前出、三・三注(⑴))を認めるべき場合もあろう。また、「事後収賄罪 現われた事例もこれであるといってよい(内田・概要中巻五四七頁注 (19))。したがって、かつて公務員であった妻が隠然たる力を (刑法一九七

要中卷五四五頁、五四八頁注 なお、「業務上横領罪(刑法二五三条)」に「共働」した「非占有者」の「不法共働」に関わる特殊な問題性については、 21 内田・

- 「実行する幇助犯」という標語は、 非公務員の妻が、 収賄額を釣上げたような場合にも、より適合し易いのである。
- (9) 前出、五注(5)(6)(9)(25)(26)。
- (\(\text{\ti}}}}}}} 153ff.}}}}}}}}}}}}}}}}}} \endremnt\)
- (2 a) BGH. Str. 18, S. 87ff.
- 11 E. Beling, Unschuld, Schuld und Schuldstufen, 1910, S. 4ff., 内田·概要中巻一九〇頁以下。

(33)「故意の殺人」が、「過失致死」よりも「違法性」が強く(内田・概要中巻二六頁以下)、「常習犯」が、「非常習犯」よりも「違法 が強いのは当然である(内田・概要中巻二〇四頁以下、二一五頁以下、五五二頁以下)。構成要件が、それぞれ別個に定立され

町野記念三七〇頁、三八三頁以下。 月以上七年以下の懲役または禁錮」でよいとしても、自殺幇助はこれを「減軽」するべきである。詳細は次稿に譲る。なお、内田 伝統の継承に他ならないともいえようが、改正前の「正犯ニ準ス」る方がよい。したがってまた、二〇二条前段も、 したがって、幇助犯が「正犯の刑を滅軽」されるのも当然である。しかし、教唆犯には「正犯の刑」が科されるのは問題である。 自殺教唆は「六

- (1) 内田·神法四二巻一号一八頁以下、二九頁以下。
- (15) 前出、三:一注(43)(44)(45)。
- 16 内田·神奈川大学法学部五〇周年記念四五二頁以下、四五三頁注 -|受託殺人罪 (刑法二〇二条後段)]の「共犯」については、内田・町野記念三七八頁以下。 13

17 犯なき共犯」である。専門医の周到な処置にも拘わらず、妊婦の異常体質により同女が死亡したような場合は、無免許医だけが、「業 に成功した専門医の「合法共働」も、無免許医の「不法共働」を凌駕したが、無免許医の「不法共働」は消失しない。それぞれ「正 務上堕胎未遂教唆」の責任を負うべきである。事案に応じた擬律が必要である。 用して目的を遂げたような場合は、「合法共働」が「不法共働」を凌駕しているが、「不法共働」は消失しない。また、「緊急避難 が他方を凌駕したり、外部的事情の介入により、両者の実が挙がらなかったような場合である。「正当防衛」を誘発させ、これを利 前出、二注(6)~(10)、(15)~(17)。なお、すでに明らかなように。「合法共働」と「不法共働」が両立しないこともある。一方

- (18) 前出、三:二注(1)(8)(9)(15)(16)(19)。
- 〈19〉 「極端従属性論」は「責任共働」をも求めたことになる。ドイツ刑法新二九条がこれを明示して否定したのである。
- (20) 前出、三・三注(7)(10)(11)(5)。
- 21) 前出、三・四注 (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (14) (19)。
- 確認する必要もないことがありうることになる。当然の事理であるから、本稿で敢えて検討しなかった所以である。 ぎないときであっても、なお、「共犯」たりうるかという問題であるが、「因果的共犯論」を採る以上は、これを肯定するべきである (内田・概要中巻四八五頁以下、五○一頁以下)。したがってまた、「片面的教唆犯」・「片面的幇助犯」においては、「現実の正犯」を 周知のように、「片面的共犯」とは、「正犯」が、「共働者の存在」を知らない場合にも、そして、共働者が一方的に関与したに過

- 内田・神法四四巻二・三号二一四頁、二一六頁注(12)。
- 〈25〉島田・立教法学五五号八八頁注(四)、前出、二注(15)。しかし、わたくしは、「共犯従属性論の呪縛」からの脱却とは、 為を利用する違法行為」を一律に「間接正犯」とすることからの脱却でもあると考える。 II, S. 455ff 前出、一注(9)(2)、三・一注(5)。なお、W.Sauer, Allg. Strafrechtslehre, 3 Aufl. S. 203f. からに、C. Roxin, Strafrecht, Allg. T.
- (%) Das Criminal = Gesetz = Buch für das Herzogthum Braunschweig, Motive S. 271.
- (紀) F. v. Lißt, VDB. V. S, 1ff, 123ff. 137ff
- (%) H. Gerland, VDA. II, S. 487ff., 520ff., 530
- 29 H. Käpernick, Die Akzessorietät der Teilnahme und die sog. mittelbare Täterschaft, 1932, S. 6ff., 16ff., 28ff., 96ff., 109ff., 116ff.
- 31 (分) H. Käpernick, Akzessorietät, S. 8ff., 10., 15ff. 🜣 44, \* Altmann-Jacob, Kommentar zum österreichischen StGB, Bd. I, 1928, S. 797ff.
- H. Kāpernick, Akzessorietät, S. 96ff., 104ff., 109ff., 116ff., 122ff. なお、F. v. Lißt VDB. V, S. 133ff.
- (32)クレーの見解については、内田・町野記念三六九頁注(35)。さらに、「自由死」については、W. Bottke, Suizid, S. 52ff., 918ff. 前出、三・二注(24)~(33)。
- (33) 前出、四注 (3) (16) (23)、五注 (1) (9) (17)。
- 34 前出、四注 (17)、五注 (28) (30) (32) (33)。 さらに前注 13
- このような理解が構成要件の「形式的性格」を前提とすることはもとより当然である(内田・概要上巻一四八頁以下、一五八頁以 注(18)(23)。さらに、前注 前出、三・一注(37)(42)。そして、「独立幇助罪の刑」は、「独立教唆罪の刑」よりも軽くなければならない  $\widehat{1}_{\circ}$ (前注34)。

——二〇一六(平成二八)年一一月三日——